

平成23年第3回防府市議会定例会会議録（その5）

○平成23年6月20日（月曜日）

○議事日程

平成23年6月20日（月曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 一般質問
-

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（25名）

1 番	松 村	学 君	2 番	土 井	章 君
3 番	中 林	堅 造 君	4 番	河 杉	憲 二 君
5 番	斉 藤	旭 君	6 番	高 砂	朋 子 君
7 番	山 根	祐 二 君	8 番	今 津	誠 一 君
9 番	久 保	玄 爾 君	10 番	山 田	耕 治 君
11 番	青 木	明 夫 君	12 番	重 川	恭 年 君
13 番	山 本	久 江 君	14 番	横 田	和 雄 君
15 番	弘 中	正 俊 君	16 番	大 田	雄 二 郎 君
18 番	佐 鹿	博 敏 君	19 番	田 中	敏 靖 君
20 番	木 村	一 彦 君	21 番	三 原	昭 治 君
22 番	藤 本	和 久 君	23 番	安 藤	二 郎 君
24 番	田 中	健 次 君	26 番	山 下	和 明 君
27 番	行 重	延 昭 君			

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

市 長	松 浦 正 人 君	副 市 長	中 村 隆 君
会 計 管 理 者	安 田 憲 生 君	財 務 部 長	本 廣 繁 君
総 務 部 長	阿 川 雅 夫 君	総 務 課 長	福 谷 真 人 君
生 活 環 境 部 長	柳 博 之 君	産 業 振 興 部 長	梅 田 尚 君
土 木 都 市 建 設 部 長	権 代 眞 明 君	健 康 福 祉 部 長	田 中 進 君
教 育 長	杉 山 一 茂 君	教 育 部 長	藤 井 雅 夫 君
上 下 水 道 事 業 管 理 者	浅 田 道 生 君	上 下 水 道 局 次 長	岡 本 幸 生 君
消 防 長	秋 山 信 隆 君	代 表 監 査 委 員	和 田 康 夫 君
入 札 検 査 室 長	福 田 一 夫 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 本 森 優 君
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	高 橋 光 之 君	監 査 委 員 会 事 務 局 長	永 田 美 津 生 君

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 徳 永 亨 仁 君 議 会 事 務 局 次 長 末 岡 靖 君

午前10時 開議

○議長（行重 延昭君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（行重 延昭君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。24番、田中健次議員、26番、山下議員、御兩名にお願い申し上げます。

一般質問

○議長（行重 延昭君） 議事日程につきましては、先週に引き続き一般質問でございます。よろしくお願いをいたします。

早速、これより質問に入ります。最初は、2番、土井議員。

〔2番 土井 章君 登壇〕

○2番（土井 章君） おはようございます。明政会の土井章です。質問通告に従い、質問をいたします。

まず初めに、公共、公用施設の耐震化についての質問ですが、先日来、中林、山本両議員がるる質問をされ、執行部もるる答弁されておりますので、単刀直入に質問しますので、簡潔に答弁をお願いいたします。

1981年、昭和56年に建築基準法が改正され、地震に対する耐震基準が強化されま

したが、それ以前のいわゆる旧耐震基準で整備された施設については、耐震診断、あるいは耐震補強等の手当が必要となります。

そこで、耐震度の目安となるI s値が、市役所1号館は0.21、2号館は0.69、3号館は0.20、4号館は0.45、5号館は0.44、公会堂は0.35、文化福社会館は0.05、野球場は0.28、福祉センターでは宮市が0.36、右田が0.46、玉祖が0.47、牟礼が0.61と、先日、説明がありましたが、そのほかの競輪場、愛光園、大平園などなど、旧基準で整備された施設のI s値は幾らか。

また、ロープウェイ、索道は震度幾らに耐えるのか。さらに大崎橋等の老朽橋梁の耐震診断は行っているのか、もし行っているとすれば、その結果は幾らか、お伺いをします。

また、I s値0.8以下の施設の2次診断の計画をどのように考えておられるか、あわせてお伺いをいたします。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

まず、市役所、公会堂、文化福社会館、競輪場、市営住宅等で建設から相当経年した施設の耐震性の現状とその対応はどのようになっているかとの御質問でございます。

私は、平成10年の市長就任時より、本市の市庁舎の耐震能力には大きな危惧を感じておりましたので、当時助役さんでおられた議員さんとも、よく御存じのこととありますが、庁舎建て替えを念頭に、平成13年度から庁舎建設基金への積み立てを始めるとともに、平成15年から4年間かけまして、29施設47棟を対象に第1次診断を行ったところでございます。

これらの中で、市役所及び文化福社会館につきましては御指摘がございましたが、公会堂は0.35となっております。

また、競輪場施設の耐震診断につきましては、サイクルセミナーセンター、旧選手宿舎でございますが、のみ第1次耐震診断を実施しておりまして、診断結果はI s値0.40でございました。

その他の施設につきましては、できるだけ早い時期に耐震診断を実施したいと考えております。

次に、市営住宅でございます。市営住宅は、山口県標準設計図により、建設しております。この標準設計図による建築物の耐震性能につきましては、平成8年に山口県が耐震診断を実施いたしまして、安全性を確認したとする通知をいただいておりますので、本市の市営住宅及び住宅協会の建物につきましては、耐震性があると判断いたしております。

議員御指摘のように、市庁舎の耐震化の問題は避けて通れない大きな問題でございますが、国の方針により、平成19年からは学校施設の耐震化を優先してまいりました。しかし、本年3月11日の東日本大震災発生により、一般公共施設の早急な耐震化も必要であると考えましたので、5月には庁内に公共施設耐震化事業推進委員会を設置いたしまして、一般の公共施設の耐震化も学校施設の耐震化事業と並行して準備を進めていくことを決定し、現在、第2次耐震診断に向けての準備に入っているところでございます。

このたびの東日本大震災の被災地域では、庁舎が使用不能な状況に陥り、行政機能が麻痺している市町もございました。このことがまちの復旧と今後の復興に向けて大きな障害となっておりますことは、議員御案内のとおりでございます。

市庁舎は、災害発生時においては人命救助や復旧作業の指示、情報の収集や伝達など、防災の拠点としての役割を担う重要な施設でございます。その点からも市庁舎の早急な耐震化が必要であると考えておりますが、学校施設の耐震化につきましても、多くの児童、生徒の生命にかかわることでございますので、まずこちらの方を優先させていただきたいと存じます。

この学校施設の耐震化のめどがつかましたら、直ちに庁舎を含む一般の公共施設の耐震化を実施いたしたいと存じます。そのためにも第2次耐震度診断を早急に実施し、この結果に基づき耐震化事業計画を策定いたしまして、公共施設耐震化の工事をいつでも開始できるよう、準備を行ってまいります。

次に、大崎橋等の老朽橋梁の耐震度についてのお尋ねでございましたが、橋梁の耐震の基準になるものとしたしましては、阪神・淡路大震災を機に改訂されました、平成8年度の道路橋示方書がでございます。

現在、市道に架かっております橋梁は725橋でございます。このうち、橋長、15メートル以上の橋梁が65橋ございまして、うち10橋が平成8年度以降に設計・架橋されておりますので、先ほどの道路橋示方書に規定されている基準に対応しているものと考えております。

このほかの老朽橋梁につきましては、老朽化等による損傷を計画的に補修するため、現在、橋梁の耐震度把握調査及び長寿命化修繕計画を策定しておりますが、耐震診断につきましては、今後、国や県の動向を見ながら検討してまいりたいと存じます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 市長答弁の追加でございますけれども、先ほど、土井議員からのお尋ねがありました愛光園や大平園、また大平山の関係の施設はどうかということ

でございますが、現在、調査、1次診断をいたしているものといましては、大平山の山頂の展望台、これが耐震I s値が0.11、それから愛光園でございますけれども、作業棟の部分が0.15、ほか愛光園につきましては、管理棟等につきましては耐震性があるという判断をいたしております。それから、大平園につきましては、いずれも0.8以上あるという判断でございます。

以上、追加で答弁させていただきます。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） では、続けて再質問をしますが、大変懇切丁寧な答弁をいただきましたが、その中で、索道についてはなぜか展望台がどうのこうのという、索道そのものは、一体幾らの震度に耐えるのかという答弁をいただいてないと思いますが、ぜひ答弁をいただきたいというふうに思います。

そして、文化福社会館は、先日I S値0.05という説明がありましたが、これは一体震度幾らの地震に耐えるのかということをお尋ねをする。そして、0.05という数字はほぼゼロに等しいわけですね。過去の例からいたしますと、震度5程度の地震でI s値0.3以下は倒壊、崩壊の危険性が高いという結果が出て、2次診断、3次診断ということが言われているわけですが、本当に0.05であれば、早急に耐震補強をするか、使用禁止にすべきではないかというふうに思います。この辺をお尋ねします。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） ロープウェイの震度、どのぐらいまでに耐えられるかということでございますけれども、この件につきましては現在調査はしておりません。ただ、ロープウェイの鉄塔、いわゆる支柱でございますけれども、これについての耐震基準はございません。しかし、耐震性、安全性を確保するため、21年の8月に専門業者、東京索道でございますけれども、こちらのほうに依頼をしまして、支柱検査を実施しております。

この一応、検査でございますけれども、5年ごとに実施をしております。また、毎年支柱に上り、打診や目視によります1年検査、これを東京索道の方に委託をしております。対応するとともに、日々索道事務所の職員によるゴンドラからの支柱基礎部分を検査を実施して支柱の耐震性が安全かどうか、これらを日々確認をしているところでございます。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） お尋ねの文化福社会館のI s値0.05ということで御報告申し上げました。そうした中で、大変危険な建物ではないかという御指摘でございます。私どももそういったことを踏まえまして、早急に2次診断、これに入りたいと。2次診断の結果においては、何らかの、今言われました使用につきましては判断もしてい

かなくてはならないと、このように考えているところでございます。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） 原子力発電所と同じような答弁でございました。索道については安全・安心、安全・安心というだけであって、具体的な数値も何もない、塔に上って点検したと、例えば、ロープウェイのゴンドラがちょうど中間点において、震度5が来たらどうなるのかというような感じのものというのは全くない、これでは全く、安全性があると言いながら、信じられないという思いがいたしております。

それから、文化福社会館0.05がどの程度の震度に耐えるのかという答えもございませんでしたが、第2次診断をしたって、それで安全になるわけではなくて、耐震補強をしなければいけない、学校が先だということで、平成28年から庁舎等の耐震補強に入ることですが、平成28年度まで待ったんじゃとても間に合わんと思いますよ。

学校が0.05より低い建物は一つもなかったというふうに思いますが、とにかく急ぐか、あるいは外に出てもらうか、使用禁止にするか、どちらかでないと、僕は間に合わないというような意見を申し上げておきます。

それともう一つですが、市役所1号館のI s値は0.21、4号館は0.45ということでしたが、なぜ災害対策本部を耐震度の低い1号館に、4号館から移されたのか、非常に危険性が高いほうに移されたわけですが、その理由をお尋ねします。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 災害対策本部をなぜ4号館から1号館へということでございます。これにつきましては、当時の判断でございますけれども、たしか、もう四、五年ぐらいたつんじゃないかと思えます。そうした判断の中では、1号館のほうがより集中的に対応、指示ができる。いわゆる通信とか、あるいは災害対応についての連絡、こういったことがスムーズにとれるのではないかなというようなことと、それと、もとの4号館の、3階の部屋でございましたけれども、ちょっと手狭であった、こういった等々を判断いたしました結果、1号館の南北会議室を災害対策本部の部屋というふうに、準備を進めてまいりました。

以上です。御答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） 時間も余りありませんので、本当はまだ幾つか質問したかったんですが、委員会で続きはやるとうたしまして、東京の九段会館は、耐震力がないのに補強工事をしなかったということで、現在、責任を問われようとしております。平成22年度の剰余金は、防府市の場合は20億円、安心・安全のために金を惜しむべきではないと

いうふうに思います。ぜひI s 値0.3以下の施設は、学校が終わってからではなくて、早急に耐震補強をするべきであるというふうな意見を申し上げて、次の項に移らせていただきます。

次は、市長給料の削減等についてでございます。

去る5月27日、市民団体「防府市をよくする会」が市長選挙で公約された自らの報酬半減、退職金返上の実現を申し入れ、松浦市長の回答は市議会議員の半減とセットだということに申し入れを拒否したと報道されておりました。

確かに保険等の約款と同じように、ごく小さい字で、市議会議員削減とあわせ実施と書いてありました。しかし、自分自身では決められない事案を盾に使うという手法は、有権者に対し、とても誠実とは言えません。一方、木村周南市長は、公約どおり、今定例会に給料半減条例を提出のようでございます。

それはさておき、市長は平成17年3月議会で、市長の給料につきましては、行政改革を主導的に推進する職として、さらに引き下げの改定を行う。また、18年3月議会では、行政改革を先頭に立って推進する職として、市長給与を削減と発言し、給料月額5%、金額にして月4万8,000円の自主削減を平成17年4月から平成22年6月20日まで実施しておられますが、今任期になってからは削減は実施されておられません。

そこで質問ですが、自主削減をやめた理由は、行政改革を主導的に、あるいは先頭に立って推進する気がなくなったのか、行政改革そのものを推進する気がなくなったのか、またまた別の理由によるものなのかをお伺いをいたします。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 次に、市長給料の削減等についての御質問にお答えします。

市長の給与につきましては、これまでも市長自らの判断で自主的に減額を行っております。まず、平成11年度から平成16年度までの間、期末手当の支給額を10%削減しており、さらに平成17年度からは特別職報酬等審議会の答申に基づき、市議会議員の皆様同様、条例改正により5%減額といたしました。

また、市長の給料につきましては、さらに自主的に5%の削減をするとともに、退職金の支給率を100分の60から100分の50へ改定し、（発言する者あり）減額することとされ、これまでの給与及び退職金に関する削減額は、合計で1,800万円を超える額となっております。

なお、平成17年度から自主的に継続されておりました給料の5%削減につきましては、市長の任期であります昨年6月20日までといたしておりました。そして、昨年の市長選挙におきまして、市長は、財政基盤の一層の強化が必要との考えから、マニフェストとし

て、単独市政の継続と議員定数の半減を掲げられ、これがなされれば、市長自らの給料半減、及び退職手当不支給を行うこととされました。

そして、再選された直後の6月議会におきまして、「市長の給与及び退職手当の特例に関する条例」を制定する議案を上程いたしました。が、否決されたことは御承知のとおりでございます。

また、議員定数の半減につきましても、同じく昨年6月議会に「防府市議会の議員の定数を定める条例」の一部改正の議案を上程いたしました。が、継続審議の末、否決されました。

さらに市議会議員定数の削減を求める条例制定についての住民請求がされたことを受けて、議員定数削減の条例改正案を本年1月臨時議会に上程いたしました。が、これも継続審議の末、否決されました。

これらの経緯の中で、市議会におかれましてはこの9月にも議会自ら定数についての一定の結論を出されることもお聞きしております。市長の行政改革をさらに推進するという気持ちに変わりはありませんし、当然、市長自らに給料を自主的に削減することについてもお考えですが、議会が近いうちにお出しになるであろう議員定数削減についての御判断を考慮し、給料削減等を判断されるものと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 執行部は端的に、ひとつ要点を、回答をお願いしたいと思います。

2番、土井議員。

○2番（土井 章君） 時間も刻々と過ぎてきました。聞いてもいないことまで答弁していただく必要は全くありません。なぜかと申しますと、議員定数とは関係なく、17年から5%の削減をされておられたわけですから、それをやめた理由は何かと言っておる。

そこで紹介しますが、山口市は、市長、副市長、教育長、上下水道管理者、監査委員の五役の給料を平成18年1月から10%自主削減をしております。その結果、面積で5.4倍、人口で1.7倍の山口市の五役の給料は防府市の五役の給料より安いんです。極端な例を言いますと、監査委員さんについては、防府市は55万9,000円、山口市は48万500円というような、7万円ぐらいの差があるということでございます。

また、県、市町村課の調べによりますと、この4月現在で県内19市町のうち12市町で、首長の給料を5%から30%カットしている、新たに周南市を含めると、19市町のうち13市町で削減されることとなります。実に約70%の市や町が自主削減をしているわけでございます。

さて、防府市では敬老会助成費が全く説明もなく昨年度に引き続き1人当たり100円カットをされました。約160万円のカットでございます。

先日、ある業者が父の日にちなんで、市長を市民の父と位置づけ、花束を贈られたとの報道がありました。親父が節約していた自分の小遣いをもとに戻すために、おじいちゃん、おばあちゃんにあげていた小遣いを削ったようなもので、何かむなしさを感じるのは私だけではないと思います。

先日来行いました議会報告会でも、自治会長さんたちから苦情があったことを述べ、この項の質問を終わり、3点目の質問に移らせていただきます。

次に、平成21年の豪雨災害に伴う農地災害復旧事業のうち、江良農地ほか災害復旧工事のあり方について質問します。

この工事は、現契約を平成22年3月30日に請負業者、有限会社ナカハラとの間で結び、工期は3月31日から7月30日、以来、7月29日に土砂の処分方法の検討及び水利関係者との調整に日数を要したとして、12月15日まで、さらに運搬機種をダンプ10トンから4トンに変更するためとして3月25日まで延長し、さらに3月22日に県道工事に伴い、5日間、車両通行制限となったためとして、3月31日まで延長し、そして、理由はよくわかりませんが、3月30日まで延長しております。

また、契約金額は、当初2,698万5,000円、9月30日に除草工、交通整理員の増として約414万8,000円、3月30日に運搬機種をダンプ10トンから4トンに変更するためとして、約769万4,000円の、計1,184万2,950円の増契約をしております。

そして、3月31日に工事完成検査が行われ、同日に、県に事業実績報告書が提出されております。

そこで、今回質問いたします工事は、主として、土が流出した現地の復旧工事でございます。4月初め、土地所有者から、市は復旧工事は完了したと言っているが、とても田植えができる状態ではないと苦情があり、数人の議員と現地を調査いたしました。耕土、表土ですね、が入っておらず、とても田と言える状況ではありませんでした。5月の連休前後から、耕土が入れられはいたしましたが、いまだ不十分な状態でございます。

このような状態で引き渡しをされたのでは、土地所有者はたまったものではなく、また、私の長年の公務員経験からいたしましても、とても復旧工事完了と言えるものではなく、今後、このようなことが生じないためにも、原因はどこにあるのか、市か、請負業者か、国庫補助制度そのものなのか、市や請負業者ならば責任を問われるわけで、国庫補助制度に問題があるならば、県や農林水産省に改善の申し入れをしようと考えております。

また、どこにも問題を見つけることができなければ、行政評価事務所や会計検査院に、情報公開でいただきました全書類を提出して、調査を依頼しようと考えておりますので、真摯に御答弁をお願いをいたします。

それではまず質問に入ります。まず最初は、12月1日に3月25日まで延長した工期を再度3月22日に3月30日まで延長、理由は、県道工事に伴い車両通行が5日間通行制限となったためとしておりますが、県土木によりますと、横断水道工事をしたが、全面通行どめをしたのは舗装工事をした最後の1日で、それも全日、丸々1日ではないとの説明がありました。

工期の延長理由にはならないのではないかと、便宜供与ではないかと、疑いが持たれるわけですが、いかがでしょうか。さらに3月31日まで延長をいたしておりますが、その延長の理由は何かをお尋ねします。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 江良農地災害復旧工事についてお答えをいたします。

まず、県道工事に伴う工期延長の御質問でございますが、県道の横断水路工事では、3月18日から3月24日までの午前9時から午後5時まで、片側交互通行の通行制限が実施をされまして、3月25日には、議員御指摘のとおり、舗装工事のための全面通行どめが実施をされました。

片側交互通行の実施中につきましては、横断水路構造物の施工直後であるため、路面は未舗装であり、工事車両が通行すると、構造物の沈下等の影響を及ぼす恐れがありましたので、工事車両の通行は制限する必要がありました。

そこで、迂回路として、自由ヶ丘内の道路を通行することを検討しましたが、工事車両が通行すれば、住宅が連たんしており、騒音や振動、粉じんなどによる環境面及び交通安全面で住民の方へ御迷惑をおかけすることになりますことから、これも難しいと判断をいたしました。

したがって、3月18日から3月25日は工事車両が通過できなくなるため、土日祝日を除く5日間を工期延長せざるを得ないと判断をいたしまして、変更契約を行ったものでございます。

次に、1日間の工期延長でございますが、当該工事は国庫補助事業であるため、平成23年度への繰り越しができないことから、年度内に完了するよう工期の設定を行うとともに、監督員の現場での徹底した指導も行い、請負業者も、工期内の完了に努力をいたしました。しかしながら、30日において完了が見込めなかったことから、やむを得ず1日の工期延長を行ったものでございます。

便宜供与ではないのかとの御質問でございますが、工期の延長につきましては、市と請負業者が変更の協議を行って決めたものであり、工事完了後、工事完成検査も受けております。したがって、工事を施工する上で必要な工期延長でございましたので、便宜供与とは考えておりません。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） 答弁は私からすれば詭弁ですね。まず1点、工事車両が通行することは横断管渠の工事に支障が生ずるから制限をする必要があると。これは県土木が言ったんですか、それとも自らが判断されたのですか、まず1点、そこをお尋ねをいたします。

それと、3月31日までの延長ですけれども、何だかんだ、何だかんだ、財務規則は無視して、業者と決めたんだと、冗談じゃないですよ、雨が降ろうと矢が降ろうと、本来の工期は延長してはならないのですよ、正当な理由がなければ。

事故繰越をしたら国庫補助金が来なくなるから、それを理由に延長した、これは全く延長の理由にはならないんですよ。これはもう会計検査院に行っていないとしようがないなというふうに思っております。

まず、先ほどの工事車両の制限はだれが判断したのかをお尋ねします。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 答弁申し上げました工事車両の通行の判断ということでございますけれども、これは市の方で判断をいたしました。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） 判断ですよ。それこそ便宜供与以外の何ものでもないというふうに思います。

時間がないから次へ行きますが、4月初めに現地を視察いたしまして、担当課の説明を受けましたが、担当課は工事完成と説明をしました。土地所有者は未完成と主張、基盤工が終わった状態で耕土は入っておらず、とても完成とは考えられませんでした。国庫補助対象事業上、これで完成と言えるのか、耕土が入ってなくて、土地造成、宅地造成と同じような状態であっても、国庫補助対象事業上は完成と言えるのかどうか、設計上もこのようなことになっていたのか、お尋ねをします。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） お答えをいたします。当該災害復旧工事は、国庫補助事業といたしまして、設計図書に基づき工事を施工し、完成検査を行った上で請負業者か

ら引き取りを行っております。

また、耕土につきましては、設計書どおり完了いたしております。地権者の方につきましては、耕土の搬入が足りないとの、恐らく御指摘とは思いますが、市といたしましては、設計書どおりに耕土を搬入しております。したがって、工事は完成しております。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） それでは、これも行政評価事務所なり、会計検査院に私は持っていく予定です。写真も撮っています。全く耕土は入ってないですよ。B工区の左側。所有者も言っていました、田植えをして、田植え機の爪が折れたらだれが面倒みってくれる。私も見ましたが、石も転がっていましたよ。それで完成、よく言ったものだというふうに思います。

3番目、連休明けから、表土が実際には搬入をされております。そして6月の初めごろだったと思いますが、大体耕土が入りました。完成した工事に追加工事があるのかどうか。また、この経費はだれが負担するのか、お尋ねをします。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 当該災害復旧工事につきましては、平成22年度内に完了しており、追加工事はございません。

連休明けからの耕土の搬入につきましては、地権者の方が直接、業者の方に耕土の追加を依頼されたものと伺っております。

また、この経費につきましては、市といたしましては承知をしております。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） そこまでしらばくれるということになりますと、本当、また、100条に基づく調査権を発動しなければいけないなというふうに思います。

所有者の方は、耕土は確かに連休明けから入れたと。しかし、その金はどうのこうのという話は全くなかったと、そういう話なんです。完成しているんなら耕土をわざわざ追加して入れる必要はないじゃないですか。なぜ入れたんですか。そういうことです。

4番目、3月31日現在では、田というのは水が当たらないとどうにもなりません、3月31日現在、左側の田、皆さんにはなかなかわかりにくいと思います。私は何度も行ってますからあれですが、水を引く水路がなかったんですね。ですから田にはならないんですよ。畑にはなっても田にはならない。

そこでお尋ねしますが、これは設計にもなかったのか、水田なのにその理由。水路工は国庫補助対象ではなかったのか。6月10日に導水路が完成しました。この経費はどこから出たのでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 御質問の導水路は、当該、仮称、周辺の農地及び養魚場の用排水路でございましたが、被災によりまして流出したため、補助事業として、当初設計には計上をいたしておりました。

被災前の水路は、上流の養魚池の排水が用水に混入し、下流の農地に流入する系統、構造となっております。この導水路の工事に伴い、用排水系統及び水路の構造を見直すことが地権者から言われていると聞きましたが、災害復旧工事は、原形復旧が原則であることから、被災前と異なる構造での施工はできないため、平成22年9月30日の設計変更時に、やむなく設計から除外をしたものでございます。

なお、設計から除外はしましたが、地権者の要望に沿った用排水系統及び水路構造の見直しの後に、防府市単独市費土地改良事業によって施工することを検討しておりましたが、災害復旧工事の完了後、地権者と業者の方が協議をされ、導水路の施工がされたものでございます。

それと次の、その経費でございますけれども、これについては市は関与しておりません。地権者と業者の方で協議され、決定されたものだと考えております。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） 全く的を射ない答弁であると思います。業者はちゃんと誠実に3月31日――3月31日に完成すること自体がおかしいんですが、手戻り工事はできないと、もし、そこで欠点が見つかったって、手戻りしよったら4月1日になりますからね。いう状態ですが、それはそれとして、誠実を持って工事をしたのが、業者と所有者が話をして、追加工事ですと。で、所有者の人は、お金はだれが持つんか、わしは知らんぜと、全くお金の話はないという話ですよ。そんなことを業者がするわけじゃないですか、するわけが。不透明感は、ますます増すばかりでございます。

要するに、今の説明では、当初設計には入っていたが、9月の変更の状態補助対象事業費からはずしたということでございましたが、そうすると国庫補助金にも変動があるという解釈でいいんですか。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 国庫補助金には影響、ございません。

○議長（行重 延昭君） 土井議員。

○2番（土井 章君） 一つ一つ理解ができない、補助対象事業から外せば、国庫補助金は影響が出てくるのが、一般的なことなんです。この辺も上級官庁に問いただしてみないといけないなという思いがしております。

それから、3枚、4枚、田があるんですが、ある田につきましては、半分の部分が災害には遭わずに、半分が土の流出であったわけですが、1枚の田の中でですね。完工したとする田地に水を配ったところ、復旧したところのみ水が回って、無傷だったところは水が回ってこない、要するに陸の状態であったと。要するに土地が不陸であると。水平でないということですね。

陸にするためトラクターで土を押そうかと、所有者の方も思ったらしいんですが、無傷のところの土地を動かすと、無傷だった部分の基盤まで削らなければいけないと。非常に傾斜が強い状態で工事完了と、こういうことのようにです。要するにこれでは田にはならないわけです。

要するに、流出した部分の復旧は土の搬入量が少なく、レベルが低いと、これで完成と言えるのか、竣工検査ではレベルの検査をしたのかどうか、お尋ねをします。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 災害復旧工事につきましては、原形復旧が原則でございまして、被災箇所のみ復旧を行うこととなっております。当該箇所の復旧につきましては、流出していない農地部分に合わせて、流出部分の基盤や耕土の復旧を行いました。災害復旧工事なので、土木工事を実施する場合には、施工時に誤差が生じることから、施工管理基準が設けられており、これに基づき施工を行っております。

このため、基準を満たしている場合でも多少の不陸が生じることがございます。御質問の農地につきましては、水を当てた時点で不陸が目立ったものと考えております。

なお、当該工事箇所におきまして、基盤を削り、修正を必要とするような不陸はないものと考えております。

○議長（行重 延昭君） 入札検査室長。

○入札検査室長（福田 一夫君） 次に、工事の竣工検査についてお答えをいたします。

公共工事の竣工工事では、図面に図示してある寸法など、すべてをチェックすることは時間的な制限もあり、困難なことから、一般的には抜き取り方式で行っているところでございます。

議員御指摘の水平度につきましては、当該農地の検査につきましては、担当課より完成図書が提出されましたので、これに基づき、水平度について検査を行っておりますけれども、いわゆる測量器具、いわゆるレベルでございましてけれども、これによる仕上げ高さの確認は行っておりませんが、工事写真では、市の現場担当職員立会のもとで、高さの管理状況が事細かく整理されておりますので、現地ではこれに基づき、農地表面の仕上げ状況を目視により確認を行ったところでございます。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） 災害復旧事業と言いますけども、これは田の災害復旧ですよ。で、先ほどの産業振興部長の答弁では原形復旧が原則、原形復旧をしてほしいんですよ。だから、流出していないところのレベルに、流出したところの土もレベルを合わせるのが原形復旧なんですよ。階段式になっているんです、階段式に。

そこでお尋ねしますが、まず、これは私が質問通告をした後に現場を見たかどうか、現場を見たかどうか。で、現場を見て、それでもOKと思っているかどうか、あえてお尋ねをします。

それと、竣工検査ですけれども、確かに31日まで工期があって、31日に竣工検査で、竣工検査は何時に行きましたか、これは。何時に行って、何時間、検査をしましたか。田ですよ。田が陸でなかったら、水平でなかったら、田じゃないんですよ。何時に行って、何時間かけて竣工検査したか、お尋ねします。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 最初の質問でございます。私が現地に行ったかどうかということでございます。23年3月31日に現場の方に行っております。

○議長（行重 延昭君） 入札検査室長。

○入札検査室長（福田 一夫君） 竣工検査でございますけれども、私、当時まだ今の職責にございませんでしたので、その後、4月以降、担当職員等に確認をいたしましたけれども、時間的なものはちょっと把握はしておりませんが、夕刻だったというふうには伺っております。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） いかにもさんな竣工検査かということと同時に、3月31日に見に行つたと、3月31日に見に行つたんじゃないか、検査室が検査したと同じことじゃないですか。竣工検査をしたときに、工事検査官室がレベル検査をしておれば、そこに立ち会えば、おお水平だということがわかるんですが、私が質問通告を出したのは6月に入ってからですよ。実際はどうなっているんだろうかって、普通だったら行きますよね。いかにもさんかということがよくわかりました。

次の質問、連休明けの雨で、コンクリートの畔の底部、底の部分から漏水をして、一段下の田んぼに基盤の土が流れ出ております。要するに水を張ったら漏水の恐れがあるわけ、漏水の恐れじゃなく、実際に漏水したんです。ですから、ちゃんと水を張れば、どんどん漏水する恐れがあるということですが、このことについては承知をしておるかどうか、こ

れは疎漏工事なのか、設計ミスか、あるいは竣工検査はどのように行われたのか、お尋ねをします。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 御指摘の畦畔底部からの漏水につきましては、既存の石積みの隙間から漏水をし、基盤の土が流れたものと考えられます。

農地の復旧工事は水を張らない状態で地権者の方に確認をいただくため、耕作段階で問題が発生する場合がございます。このような事例につきましては、完成段階で完全に把握することは困難でございますので、発生した時点で対応せざるを得ません。したがって、疎漏工事及び設計ミスではないというふうに考えております。

なお、工事目的物に瑕疵があるときには、工事約款第41条の規定に基づき、発注者が受注者へ修補を請求することになります。

質問の災害場所につきましては、6月15日に請負業者に修補するよう請求をしておりますし、6月中には完成する予定でございます。

○議長（行重 延昭君） 入札検査室長。

○入札検査室長（福田 一夫君） 次に、工事の竣工検査についてお答えをいたします。

議員御指摘のコンクリート畦畔につきましては、延長、高さ、幅を現地で実測するとともに、ふかし部分、いわゆる見えないところがございますが、これにつきましては、工事写真等により、工事目的物が設計図書どおりに完成していることを確認を行っております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） 疎漏工事でも設計ミスでもない、ちゃんと完成したというのであれば、何も業者に再度手直しをせよという必要はないんですよ。完成しておるんならば。いかに疎漏工事であったか、あるいは設計ミスであったか、どちらか、私が今ここで判断するわけではないですが、いずれにしましても、今、設計書等につきましては、専門の人に預けていますので、そのうち答えが出てくるというふうに思っております。

続きまして、道路の保護のため、田の中に土のうを配置してそのままになっております。工事用車両が利用するのに、道路保護のために行ったと聞いております。そして、道路そのものは、重量のある車がたびたび通ったということで、かなり不陸になっております。なぜ原形復旧をしないのか、お尋ねをします。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 道路保護のための土のうの設置ということでございますけれども、当該農道の擁壁は、大型車両が通行するには非常に危険な構造でございました

ので、災害直後、被災直後でございますけれども、河川の応急復旧工事で、工事用の車両が通行するため、擁壁が転倒しないように設置されたものでございます。

現時点で、土のうを撤去しますと、擁壁が倒壊する恐れがあり、現在も設置がされているものです。

農道の改良につきましては、防府市単独市費土地改良事業で実施することができますが、地元の方の負担金が必要となります。このため、地権者の方とも現在、協議を行っているところであり、農道の改良に合わせて、撤去を実施したいと考えております。

○議長（行重 延昭君） 副市長、関連ならどうぞ、答弁。簡単をお願いします。

○副市長（中村 隆君） 先ほどの件でございますが、工事請負約款によりますと、いわゆる瑕疵担保責任というものがございます。今までもいろんな工事の中で、そういった瑕疵が見つかっておるわけございまして、今回だけが特異なケースではないということだけは御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（行重 延昭君） 土井議員。

○2番（土井 章君） そうおっしゃれば、ちょっと一言だけ言っておきますが、竣工検査というのは、田の場合の竣工検査は、田が水平であるか、地盤が水平であるか、田が植えられる状態に土が入っておるか、そして水を当てたときに漏水がないか、これが竣工検査ですよ、実際に水を当ててみて。目視で竣工検査で、何もわかりゃせんじゃないですか。そのことを指摘をしておきます。これは水を当ててみれば、すぐ、漏水することはわかっているわけですから。

そこで、今の道路ですけれども、単独市費でやるやらんの問題じゃないんですよ。工事用車両が頻繁に通って、道路を破ったんですよ。あるいは破れちゃいけんから土のうを積んだんですよ。だから、もとは破れてなかったんですよ。もとに戻してもらえばいいんですよ。なぜそれができないのかということをお尋ねしているんです。

もしその土のうをのけたら道路が崩れるんなら、それは工事業者の責任においてもとに復元をするのが当たり前のことなんですよ。なぜそれができないのかお尋ねします。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） まず、道路保護のための土のうの設置でございますけれども、これは被災直後の河川応急復旧工事で、工事用車両が通行するために土のうを設置したものでございます。

現時点で土のうを撤去しますと、擁壁が倒壊する恐れがあるということで、現在もそのままにしている状態でございます。

○議長（行重 延昭君） 土井議員。

○2番（土井 章君） 思わず笑っちゃいますが、だから言っているんですよ。河川応急復旧だろうと、農地の災害復旧だろうと、何でもいいんです。業者がそこを歩いて道路を破ったんなら、あるいは破る可能性があるんなら、あるいは傷みがひどかったんなら、工事業者の責任でやるべきじゃないですか。単独市費で、それには地元負担金というか、個人負担金がかかりますから、今考えちよるって、そんなばかなことがありますかいね。原因者負担で直してくれんにゃいけませんよ。おまけに田も植えられんですよ。全く私の質問に対して答えは出ていないというふうに思います。

時間がなくなりましたので、1つ、2つ飛ばしますが、まず、田の災害復旧工事で、この事案と同じような苦情が起きた箇所はあるかないか、お尋ねします。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） お答えをします。

完成後の苦情ということでございますが、江良農地と真尾農地、これで完成後の苦情が、苦情といたしますか、質問がございました。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 土井議員。

○2番（土井 章君） 災害復旧事業は、平成21年度債に対して平成23年の3月31日までが工期でございました。要するに、22年度中に復旧をするというふうに土地所有者は信じておったわけですが、とてもとても田が植えられる状態ではない、だからこのたびも、自分の田を持ちながら、自分が稲を植えられなくて、よその米を買って食べるにゃいけんという、非常に情けない状態になっております。この責任というのは22年度中にちゃんと災害復旧工事が終わっておれば、何ということない、今ごろ稲もかなり伸びているという状態です。この責任は一体だれがとるのかということですが、多分それなりの答弁で、だれにも責任はありませんという答弁でしょうから、私はこのたびは聞きません。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（行重 延昭君） 発言中です。

○2番（土井 章君） そこで、最後に、道路右側の電柱の復旧はどうなっているのか。6月8日現在では、トラックやユンボが駐車して、土砂が山積みになっておったところがございます。

○議長（行重 延昭君） 副市長。

○副市長（中村 隆君） 先ほどの御質問に若干関連するところでございますが、私も、検査は担当官がやりまして、きちんと終わったものと確信をいたしております。

ところで、昨年10月29日でございますが、臨時議会の方で修正議決をいただきま

した。その際に、市長は議員の皆様がおっしゃっておられる形での処理を行った場合、どのような不測の事態が起こるかわかりませんと、そのようなことが、大きな危惧を抱いておりますというような発言もございました。

で、その後、経緯を申し上げますと、関係各所、あるいは業者等と協議を重ねてまいりまして、最終的には道路運送法の方で、いわゆる一般的な車両については使えないという状況でございました。そこで、急ぎ4トンという形に変えたわけでもございまして、当然、20社余りの業者がおるわけでもございますから、4トン車も限りもございまして、目いっぱい確保ができなかったということもあつたと考えております。

したがって、業者も非常に苦労したわけでもございまして、3月31日まで一生懸命頑張ってくれたというふうに私どもは思っております。

で、さらに申し上げますと、その4トン車に変えたことによりまして、2,100万円余りの余計な経費が出ておりますことも申し伝えておきたいというふうに思っております。

そういう関係もございまして、4トン車でやりまして、非常に工事が遅れましたことも影響しておるということは、理解いただきたいというふうに思います。

○議長（行重 延昭君） 土井議員。

○2番（土井 章君） そこまで言われると、もう一つ言っとかんにゃいけんです。

10トン車から4トン車に変えたと言いますけども、一番最初の契約の仕方は、10トン車で一般廃棄物を大久保に持って行くと、夾雑物が少なからうから、何とか一般廃棄物だけでも10トン車で持って行ってもよからうというもとにやったんですよ。同じこと。

（発言する者あり）それを、途中から、夾雑物が思うたより余計入っちゃったから、仕分けをして運ばなきゃいけないというふうな言い回しをされたんですよ。ですから、全く変わってないんですよ。10トン車で運ぶか4トン車で運ぶかの差はありますけれども、一番最初から、一般廃棄物は自分の車で大久保に運ばんにゃいけんわけでしょう。同じ形を取ったんですよ。それは多分、設計の間違いか、あるいは本来、10トン車を持ってないのに、10トン車を持っているということで、入札に参加した人間がおかしいんですよ。

あくまで10トン車で大久保に運んでくださいという設計をしているんだから、仕分けをする前に大久保に10トン車で運んでくださいという設計をしているんですよ。それを10トン車じゃどうも運んじゃいけんらしいと、10トン車は自分じゃ持つちゃらんと、それでは、ちょっと方策を変えてから、現地で仕分けをして、有価物にして、大久保に変えようかという話ですよ、あなた方が言っているのは。

それを議会のせいにするのはたまったもんじゃありません。全く言語道断だということを申し上げておかなければなりません。

それでは、先ほどの、今の、22年度中に復旧が完了するものと想定しておいた人に対する分についてはもう終わりますが、今の、道の右側のベンチについては災害復旧は関係ないのかあるのか、要するに6月8日現在、トラック、あるいはユンボが駐車して、土砂が置いてあったところです。それについては災害復旧はどうなっているのかをお尋ねします。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 当該箇所につきましては、災害によりまして土砂が流入したため、災害復旧工事により土砂の撤去を行い、完成後、地権者の方に確認をいたしております。その後請負業者が地権者の了解を得まして、資材置き場、及び駐車場として使用されておりました。

6月8日現在、工事用機械が駐車され、土砂が山積みとなっているとのことでございますが、災害復旧工事完成後も、当該工事の請負業者が地権者から依頼された作業を行うために使用されていたというふうにお聞きをしております。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員、簡単をお願いします。

○2番（土井 章君） 聞きたいことが、まだ2分はありますが、だから言っているんですよ。その災害復旧の対象にはならないのかどうかということ。災害復旧事業の対象であるならば、なぜしなかったかということを端的にお答えをいただきます。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） その御質問の件につきましては、災害復旧補助事業の対象とならないというふうに理解をしております。

○議長（行重 延昭君） 土井議員。

○2番（土井 章君） 設計書上もそういうふうになっているんですね。いずれにしても、今、るる質問し、本当はもっと質問したい部分もありましたが、時間がまいりましたのでやめますが、インターネットを見ておられる方も、ええっというふうな思いをされたのではなかろうかと思い、まだこれ以降も、いろいろな機会を通じて真相究明、そして、だれにも悪いことはないという、ずっと答弁でしたので、私は会計検査院、農林水産省、あるいは行政評価事務所にも日参をして、答えを出していきたいというふうに思っております。

これでもって質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（行重 延昭君） 以上で、2番、土井議員の質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 次は、21番、三原議員。

〔21番 三原 昭治君 登壇〕

○21番（三原 昭治君） 民意クラブの三原昭治です。通告に従いまして質問いたします。

まず1点目は、禁煙対策と喫煙対応について質問いたします。

平成15年5月、多数の人が利用する公共施設などでの受動喫煙防止策の努力義務が課され、健康増進法が施行されました。防府市においても、平成16年から、本庁舎をはじめ、事務室内での全面禁煙体制が取られ、その対応として換気システムを設備した分煙室が設置されるなどの対応が講じられてきました。

さて、ことし4月から、防府市では市内の小・中学校や公民館などの公共施設において、受動喫煙防止策ということで、敷地内の全面禁煙を進めていますが、具体的な対策内容、またその対応策をどのように講じられているのか、お尋ねいたします。

○議長（行重 延昭君） 三原議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

学校における禁煙対策につきましては、学校が児童・生徒の健康被害の防止や喫煙防止教育を推進している教育機関としての社会的な役割を担っておりますことから、山口県教育委員会による学校健康教育の指導方針に基づき、今年度から、市内のすべての小・中学校において敷地内禁煙を実施しております。

なお、学校には多くの来訪者や学校施設利用者がありますので、看板の設置や文書の配付などを通じて周知を図りまして、敷地内禁煙への御協力をお願いしているところでございます。

次に、公民館の禁煙対策につきましては、地区ごとで実情が異なりますので、各公民館の運営審議会に沿って、諮って決めていただいております。

現在、公民館の建物は手狭でございまして、喫煙室を設けるスペースが確保できないことから、16の公民館すべてで建物内禁煙としております。このうち、建物の外に喫煙場所を設けまして、分煙対策を講じておりますのは、富海、牟礼、勝間、松崎、中関、野島、華城、大道、新田、西浦、小野公民館の11館でございます。

次に、敷地内全面禁煙につきましては、本年5月から文化福祉会館、華浦、向島、佐波公民館の4館が、さらに今月からは右田公民館でも実施されておりますので、計5館と相なります。

また、現在、建物の外に喫煙場所を設けて分煙対策を講じている新田、西浦、小野公民館の3館は、10月から敷地内全面禁煙になる予定でございます。公民館につきましては、

今後とも来館者の方々に、受動喫煙のおそれがない場所で喫煙していただくよう、御協力と御理解をお願いするところでございます。

次に、市の本庁舎の状況をお答えいたします。

健康増進法の施行に伴い、分煙対策といたしまして、平成16年に庁舎内に喫煙室を設置し、それ以外の場所での喫煙を禁止するとともに、庁舎出入口付近の屋外数カ所に吸い殻入れを置いて、喫煙場所といたしました。

その後、平成22年に厚生労働省により、喫煙場所を屋外に設置する場合には、施設の入出口付近に設置すると、施設内に煙が流れ込んだり、付近を通る施設利用者が煙を吸わされる状態、いわゆる受動喫煙になるので、これを防ぐための措置を講ずるべきであるとの見解が示されましたので、それに従い、本市では本庁舎出入口付近にある吸い殻入れを撤去、または移動したところでございます。

昨今、受動喫煙は社会問題ともなっております、たばこを吸う人、吸わない人が安心して暮らしていくことのできる環境づくりが必要であると存じます。

今後は健康増進法の完全適用も念頭に対応を検討してまいります。本市では、庁舎内に設置している喫煙室が個室の形態でありまして、排煙装置も完備しておりますので、現状でも十分な分煙機能を有しているものと認識しておりますので、当面は市役所へ来庁される市民の皆様や、執務している職員の受動喫煙防止に十分留意の上、喫煙室等を使用するよう徹底いたしたいと存じます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○21番（三原 昭治君） 今、庁内においては、当面は分煙室を使用していただくということは、当面ということは、いずれ庁内も、庁舎内も、すべて敷地内での全面禁煙を行うということでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） ただいまの御質問でございますが、健康増進法で求められております公共的施設での禁煙についてでございますが、基本的には全面禁煙という方向性を出されているところでございます。

こうした中で、やむを得ない場合、こういったときには受動喫煙の防止の対策を十分にとって対応すべきとされております。

そういった形の中で、先ほど市長、答弁いたしましたように、当面、分煙室を設けておりますので、そちらの方で対応してまいりたいと、このように考えておりますが、最終的には全面禁煙に向けての取り組みということも並行して考えてまいりたいと考えます。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○21番（三原 昭治君） それで、先ほど小・中学校は全面敷地内禁煙、さらに公民館等は随時今、全面禁煙に向けて実施を進めているということでありましたが、今、敷地内全面禁煙、これまでは公民館等は分煙でございました。学校等も分煙を行っていたと思います。その全面敷地内禁煙を行った、実施しているところの実態は、今、どのようになっていますか。お尋ねします。

○議長（行重 延昭君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 職員、あるいはそれぞれ学校なり公民館に来られる方に敷地内全面禁煙ということをお知らせしまして、御協力をお願いしているところでございます。

○議長（行重 延昭君） 再度質問内容を確認してください。三原議員。

○21番（三原 昭治君） 敷地内全面禁煙をやって、今、禁煙者、愛煙家の方は、どのように今、されていますかということをお尋ねしております。

○議長（行重 延昭君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 本年度から、学校におきましても敷地内禁煙ということ、各学校で実施しておりますが、現在、私どもがつかんでいる、いわゆる愛煙者と申しましうか、喫煙者は全小・中学校で34名というふうに把握しております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○21番（三原 昭治君） 質問の趣旨がよく理解されてないようですが、私の言い方が悪いのか、理解度が悪いのか、よくわかりませんが、今、34人とも言われました。公民館にもたくさんの方が喫煙者、愛煙家の方がいらっしゃいます。まず、二、三事例を挙げますと、ある小学校の運動会が、先般、地区の運動会がございました。正門の前で保護者、大人の方たちが座って、たばこを何人かで吸っていらっしゃいました。そのそばで子どもたちは遊んでおりました。当然、今、喫煙されている方はルールは守っているわけです。子どもたちはそのそばで遊んでいるわけです。これを私は見ながら、児童喫煙、いや、受動喫煙ではないかなという思いもしました。

また、平日のことですけど、ある学校の前を通ると、恐らく先生だと思います。敷地外で背中に校舎を向け喫煙されておりました。この姿を見て、また教育長、どのように思われますか。

○議長（行重 延昭君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 私ども教育に携わる者としては、子どもたちの生命、健康、そうしたものを、安全を守る、いわゆる健康教育を推進する者としては、やっぱり子ども

たちの受動喫煙は防がなくてはならないと思います。

で、各学校においては、先生、教員、敷地内では喫煙はできないということで、学校外ということで、校門の外でということになっておりますが、私ども、子どもたちの目の届かないところで喫煙するよう、そういうふうな教育的配慮をするようにというふうに指導をしております。

ただ、学校の信頼を崩さないように、喫煙場所には十分気を使って喫煙するようにという指導をしております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○21番（三原 昭治君） 私が言っているのは、その光景、姿を見てどのようにとらえられますかと言っている。これはいいです。目の届かないところで吸いなさいということですが、何か私たちの学生のときを思い出すような御答弁でございました。

それに今、先ほど市長からの答弁がありました。6月1日から右田公民館で実施しております。何度かあそこで会議がありましたので、行ったところ、右田公民館は入る道路がありますが、これは市の道路であって、ここも禁煙です。つまり、どこで皆さんがたばこを吸っているかなと思いますと、北側の市道、市道に出てたばこを吸っていらっしゃいました。ここは大変幅員も狭うございます。車が往来するその間を歩行者、自転車の方も通られます。大変私はこれは危険だなと。例えばそのたばこの火が歩行者、または自転車に乗っている方に当たったら、これは大変だなと、市は常々市民の安心・安全の確保のためということを繰り返されていますが、これでは全く安心・安全が脅かされているというように思います。また、中にはそこで吸うのもなんだからということで、隣にスーパーがございます。スーパーの喫煙コーナーに行かれて吸っていらっしゃる方もありました。また、ある公民館では、公民館の回り、フェンスで囲まれています。フェンス越しに顔だけを出されて、足は敷地内で、顔、手、口は敷地外ということでやっておられました。

全くもって、余りいい話ではないと思います。私は、これは大変危険な対応だと、今、思っております。

今のお話、今、私が調べたことを申しましたが、大変、そういう状態に今なりつつあると。公民館の館長等にも聞きましても、上からのお達しだからどうしようもないと、今まで外で分煙ということをやっていたが、何の支障もなかったと思うと、苦情もなかったと思うと、きちんと分けられて喫煙をされていたということですが、今の実態についてどう思われるか、お尋ねいたします。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） 今年度から公民館の敷地内禁煙ということ、いくつかの館で実施されておられますので、これまで敷地内で喫煙できたものができなくなったということで、喫煙者の方にはいろいろ御不自由をおかけしているということは考えております。

ただ、平成22年度に厚生労働省の方から新たな方向づけとして、公共施設においては基本的に全面禁煙という方針が、これまでより一歩進んだ方針が示されておりますので、やはり教育施設としては、基本的にそちらの方向をこれから目指して行かざるを得ないというふうに考えております。

それに伴ういろんな問題点については、今後、個別にまたいろいろ検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○21番（三原 昭治君） 今、言われました、厚生労働省の健康局長という名前で来ていると思いますが、いろいろ読んでみましたが、また厚生労働省の職場における喫煙対策のガイドラインというのもありましたが、必要な措置を講ずること、望ましい、目指すことを求めると、こうなさいと、こうだという断定はしておりません。

以前、同じく一般質問で、斎場の分煙について私は質問いたしました。斎場も敷地内ではありますが、受付のところに黒色の服の方がずらり並んでたばこを吹かしておられました。私は決してたばこを吸う人は悪いとは思ってはおりません。その光景は余りにも寂しい光景であり、いかがかなということで質問しましたところ、早速、分煙室を中につくっていただきました。

で、ちょっとお尋ねしますが、今、庁内では分煙室をちゃんと設けられています。で、斎場もちゃんと分煙室があります。この分煙室できちんと分煙対応することによって、何か苦情とか問題点があれば教えてください。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 分煙室を使うことについての苦情ということは、今のところ私は聞いておりません。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○21番（三原 昭治君） 円滑に分煙室、分煙対策が、対応が行われているというあかしだと思いますが、ところで、この愛煙家の方たちの喫煙により、市に入るたばこ消費税ですが、22年度の決算見込み、また23年度の当初予算額は幾らになりますか。財務部長、ちょっと教えていただけますか。

○議長（行重 延昭君） 財務部長。

○財務部長（本廣 繁君） 市たばこ税の収入額についての御質問でございますが、平成22年度につきましては決算見込み額になりますが、6億8,970万9,114円となっております。

また、23年度、当初予算につきましては、5億6,817万9,000円を計上いたしております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○21番（三原 昭治君） ありがとうございます。

今、お聞きのように、22年度の決算見込みで6億2,300万円、23年度は約5億7,000万円と、このたばこ消費税ほど素晴らしい、私は財源はないと思っています。というのは、課税計算もしなくてもいい、納税通知もしなくていい、徴収事務も要らないと、大変市にとってはありがたい税であります。それを何か一つの通達、通達を盾に、喫煙者の方を悪者扱いにするようにも、私は今、映っております。逆に言えば功労者ですよ。表彰されても私はおかしくはないと思っております。

きちんとした、先ほど総務部長が今の分煙対策の中でも何の支障もないということをおっしゃったのだから、きちんと他の施設においても、でき得る限りの分煙対策をとるように講じたらどうですか。金太郎あめみたいに、上級官庁から言われたら何でもかんでも同じようにやっていくというのは、どうも、いつも市長がいろんなことを言われます。合併市に、劣らない、まさるような市をつくるんだと、もっと先進的な対応を図るべきだと思いますが、いかがですか。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 受動喫煙の防止についてのきちんと対応すれば問題ないのではないかと、分煙室で対応すればいいのではないかと御趣旨だろうと思っております。そうした中で、本市におきましては、庁舎につきましては平成16年から、実は分煙対策を始めておりますが、当初は17カ所程度設けておりました。しかしながら、先ほどから出ておりますように、健康増進法25条の関係で、いろいろ厚生労働省の方からも通知がまわっている状況下の中で、施設につきましては今、施設内は5カ所、それと敷地内でございますけれども5カ所というような形で、取れんもしてきているのも事実でございます。

それと、先ほども申しましたように、今後の方向としては、やはり多くの人々が御利用になられますこうした公共施設についての、いわゆるその受動喫煙の防止対策、こういったものはきちんととっていく必要を認めているわけでございます。そして、できるだけ全

面禁煙に向けての流れも考えていかなければならないと考えております。確かに愛煙家の皆さんの御協力もいただくことになるわけですので、皆さんが御協力のもとに進めていくことが肝要ではないかなと、このように考えます。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○21番（三原 昭治君） 何か、いろいろ言われましたが、たしか市長は誇り高き防府とよく言われますが、私には煙高き防府に映って仕方がありません。いただくものとはにかくいただきましょと、これを通常、勝手がいいと、虫がいいと言います。何の対応も図らない、とにかく出ていってくださいと。そんな、5億円も6億円もいただいて、何の対応も図らないと、ただ通達が来た、通達が来ただけで片づけてしまうという、他市と全く変わらんじゃないですか。

そんなことよりは、やはり防府市は先進的に、他市に先駆けて、公共施設はすべて分煙をやっておりますよと、他市から視察に来るぐらいの、そういう対応を図ってはどうか。

ちなみに、今、場所を選ばず設置できる分煙室というのがございます。いろいろ問い合わせたんですけど、大変簡易に、簡易といいますか、屋外、屋内できます。今、公共団体も受注が増えているということです。ちゃんとそういうふうな対応を図ろうとしているところもあるわけですよ。

先ほど申しましたが、虫がいい対策にならないように、共存して、喫煙者の方も気持ちよく喫煙でき、そしてその税金でまた市も助かるということを考えれば、そういう観点からまずとらえて、物事を考えていただきたいということで、この質問を終わります。

次に、財団法人山口・防府地域工芸地場産業振興センターの運営について質問します。

3月議会で質問しました同センター1階の貸店舗について、賃貸契約における、一般は無論、公共施設は当然ですが、社会通念上はあり得ない転貸借、いわゆる又貸しを容認している問題であります。質問後、多くの市民の方や賃貸業を営んでいる方々から、不審と疑義の声が寄せられました。そこで又貸しを容認している理由について、再度お尋ねいたします。

また、行財政改革の名のもとに、空席とし、前回の質問で、松浦市長が退職部課長の優遇ポストと答弁されたセンター事務局長ポストが、突然8年振りに復帰したことについても、施設の転貸しの容認と同様、多くの市民から私のところに疑義が寄せられております。その理由について再度お尋ねします。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 財団法人山口・防府地域工芸地場産業振興センターの

運営につきまして、お答えをいたします。

当センターは、工芸、地場産業の健全な育成、及び発展を図るための必要な事業を行い、地域経済の発展、地域住民の生活文化の向上、及び福祉の増進に寄与することを目的といたしまして、山口県や2市6町と商工会議所など、23の関係団体の出捐金により、昭和63年10月に設立をし、平成2年4月に開館をいたしました。

当センターの機能としましては、1番目として工芸産業振興中枢機能、2番目として工芸産品需要促進機能、3番目としまして工芸産品需要促進及びPR機能、4番目としてコミュニケーション機能、5番目として工芸技術高度化機能などの、5つの機能を有しております。

そのうち議員御指摘の1階部分、喫茶・商談コーナーにつきましては、4番目のコミュニケーション機能として設置をし、喫茶・商談コーナーを運営していくため、市内の飲食業組合に入居者の推薦を依頼しておりましたが、期日までに推薦がなく、市内で実績のある業者を探し、当センターと飲食の専門家との協議で、月額5万円で委託することといたしましたが、利用者の減少や営業時間、営業形態の問題などから、経営状況は芳しくなく、撤退をされました。

こうした状況が続く中であっても、喫茶・商談コーナーをなくすことは、貸館利用者の減少にもつながりかねないことから、その機能を引き続き維持していかなければなりませんので、平成16年のFM局開設に係る事前協議の段階において、FM局側からは喫茶・商談コーナーの148.19平方メートルのうち、FM局の放送スタジオ・事務所施設部分に係る44.28平方メートルのみ貸し出しの要望が出されましたが、当センター側としては、残りの面積もFM局の責任において、引き続き喫茶機能を維持していくことを貸し出しの条件といたしました。

その条件を受けられまして、FM局側から1階の喫茶・商談コーナーのすべてを借り上げ、その一部に防府コミュニティFM放送局のスタジオ・事務所を設置し、残りの部分は設置目的に沿った軽食喫茶コーナーとして活用したい旨の要望が提出をされましたので、当センターとしてはコミュニケーション機能の維持及び新たに地域情報の発信による地域の活性化としての機能も加わることから、当コーナーの貸し出しを承諾をいたしました。

平成16年5月31日に締結をいたしました賃貸契約書における使用面積は、FM局の放送スタジオ・事務所施設のほか、軽食・喫茶業務部門を含めた148.19平方メートルとし、用途指定といたしまして、「センターの行う地場産業振興事業を理解し、軽食・喫茶業務及びコミュニティ放送局の演奏所、事務所施設の用途に供するもの」としており、賃料は1カ月につき5万円といたしております。

なお、FM局の放送スタジオ・事務所施設部分につきましては、賃貸契約書により転貸借の禁止を設けておりますが、軽食・喫茶業務部分に係る運営については、営業形態を特に定めないということで、当事者間により合意をされております。

現在の喫茶・軽食コーナーの運営につきましては、株式会社ぷらざFMの代表者と地場産業振興センターの常務理事と市の3者にて協議いたしました結果、ぷらざFMの機能を維持するため、個人事業者にお願いをして、喫茶・軽食コーナーを運営されており、賃貸料も発生していないことなどを考慮いたしまして、転貸借には該当せず、現賃貸契約を継続をしたところでございます。

続きまして、当センターの事務局体制でございますが、専務理事、事務局長、総務係、指導係で構成をされております。専務理事職につきましては、平成2年度設立当初から現在まで、市職員のOBが就任をしております。また、事務局長職につきましては、平成2年度から9年度までは兼務及び出向にて市職員で対応し、平成10年度から14年度までは市職員のOBが就任をし、平成15年度より専務理事が兼務をしております。

平成22年4月に市のOBが事務局長として就任をいたしました。その後、社会福祉協議会常務理事職に欠員が生じたため、その方が7月1日から社会福祉協議会常務理事に就任をすることになり、6月30日付で辞職されましたので、それ以降は専務理事が兼務をしております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○21番（三原 昭治君） 今回の答弁から聞きますと、コミュニティゾーンということで、軽食・喫茶コーナーで使用目的を定めているということになりますと、ラジオ局が入る自体が、もうこの時点で、この使用目的に反していると思っておりますが、いかがですか。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 当初はコミュニティ機能ということで、この1階部分に軽食・喫茶コーナーということで開始したわけですが、FM局が入ることにより、より公共性のものが入るということで地域の活性化につながるものと考えまして、このFM局が入居したということでございます。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○21番（三原 昭治君） それはちゃんと、役員会をすべて開かれて、理事会も開かれて、そういう内容で決定されているわけでございますね。それで、契約書を結ばれたと思うんですが、そのときの意思決定における過程をすべて決裁文等で処理されているとは、行政のやられることですから、されているとは思いますが、それはきちんとあるわけで

すね。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 決裁については、すべて、起案者から理事長まで、決裁を上げて、決裁をとっておられます。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○21番（三原 昭治君） 私が今聞いているのは、他の、いわゆる又貸しをしてもいいという決裁までとってあるということで、理解していいんですね。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 市といたしましては、又貸しではないというふうには考えておりますが、その決裁については、担当者レベルの決裁であったというふうに記憶しております。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○21番（三原 昭治君） こんな大事なものを担当者レベルの決裁ということは、文書が残ってないということですか、どうですか。はっきりそこを言ってください。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 実は、この地場産業をオープンしてから、個人事業者の方、2回ほど入れかわっておりますけども、その辺の経緯、今ここに、手元に資料がございませんので、果たして全部とってあるかどうかについては、申しわけないんですが、確認をしておりません。もしよろしければ、ちゃんとした形で調べますが……。

平成16年5月10日付の起案でございますけれども、当センターの軽食・喫茶コーナーの一部使用形態の変更ということで、それ以前に、平成2年から平成8年に入居されておった方が撤退をされまして、そしてさらに、平成8年から平成16年5月1日まで、今ここにあります山下アキオ氏に食堂を委託し、営業はされておりますと。これを御本人の方が辞退をされたために、これを契約解除するという意味の文書を持っております。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○21番（三原 昭治君） まるっきり答弁になっちゃらんじゃないですか、聞いたことに対して。私が言っているのは、今の実態について、きちんと決裁を上げて、決裁もあって、きちんとそれを残しているのかと。じゃあ、この契約書がありますね、先ほど言われました16年5月31日、用途指定第2条、乙は甲の行う地場産業云々とありまして、軽食・喫茶業務及びコミュニティ放送局の演奏所（放送スタジオ）・事務所施設の用途に供するものとする。これはいいですね。で、第11条で、「乙は甲の承認を受けない物件を第三者に転貸してはいけない」というのがあるんですが、ここでトラブルが発生した

場合は、どこでどのように対応されるんですか。きちんと文書がなければいけないと書いてあるんですよ、これ。口約束でやられたということですか、それとも。口約束なら口約束と言ってください。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 平成16年5月31日以降、FM局がここに入居しましたが、その関連に伴いまして、軽食・喫茶コーナーに個人事業者の方が入っております。この辺につきましては文書はございません。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○21番（三原 昭治君） 私が言うまでもない、行政の観点から、こういう大事なものに対して全く文書がない。

それでは、もう一つ聞きます。契約書の第17条に疑義の解決というのがありますが、この疑義の解決をするときには、どのように解決されますか。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 御質問の疑義の解決ということでございますけれども、ぶらざFMの代表者の方、そして地場産業振興センター、そして市のほうの3者の協議によって、その問題について対応してまいりたいというふうに思います。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○21番（三原 昭治君） こんなずさんな契約はないですね。

それともう一点、じゃあ、今ぶらざFMさんと言われました。その方が、いわゆる又貸しで貸していらっしゃるんですが、その業者については、契約書はちゃんと交わしていらっしゃるわけですね。

公共施設を又貸しするんだから、きちんとした契約書がないと大変おかしいと思いますが、いかがですか。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 議員御質問の契約書、これは存在しておりません。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○21番（三原 昭治君） 例えば、市とFMわっしょいさんの間で、あつてはならんことですが、トラブルが生じた。出て行ってくださいと。じゃあ出て行きましょうと。じゃあ喫茶・軽食コーナーの方は、私はだれとも契約しちよらんと、ここにずっとおるんだと。とか、例えば、ほかの問題が生じて、火災が発生したとか、いろいろ問題が生じてくると思うんですよ。そういう場合、どのように解決されますか。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 16年5月の文書においてでございますけれども、設置目的である喫茶コーナー、商談コーナーは、軽食・喫茶コーナーとして、大村俊雄氏が責任を持って継続をするというような決裁があります。これはちゃんと理事長まで行っているわけでございますけれども。

したがいまして、将来何かあったときには、FM局の代表者のもとで解決されるというふうに思っております。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○21番（三原 昭治君） 絶大なる信頼感がどこかに生まれているわけですね。私が言っているのは、市とのトラブルじゃなくて、第三者のトラブルが発生したらどうするのかと。対処できないでしょうが。不動産関係の方にもいろいろ尋ねて回りましたが、笑っていますよ。こんな契約が本当に存在するんですかと。それで、前回、3月議会の質問で、部長は、承認を受けないで第三者に転貸ししてはいけないとなっているがと。毎年承認を受けるため、申請が提出され、承認しているとの答弁でありましたが、申請書、承認承諾書は毎年あるわけですね。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 議員、御質問の件でございますけれども、確かに私、3月議会でそのように答弁を申し上げている次第ですけれども、その3月議会の言葉は訂正して、おわびを申し上げます。そういう文書はありません。

ただ、前回、23年3月議会の定例会の一般質問におきまして、三原議員のほうから指摘を受けまして、この喫茶・軽食コーナーの運営につきましては、個人事業者に貸していることが転貸借に当たるかどうか、地場産業振興センター、そして株式会社ぷらざFMの代表取締役と協議をいたしました結果、このFM放送局の機能を維持するために個人事業者にお願いをし、喫茶・軽食コーナーを運営されており、賃貸料も発生をしていないということ、また、さらにはぷらざFMとの間に――個人事業者とぷらざFMとの間ですけれども、契約書がない、すなわちこれは業務委託には当たるのではないかということで、現賃貸契約を、契約をしたところでございますけれども、今、議員の指摘を受けまして、今後、喫茶・軽食コーナーの貸し手であります、地場産業振興センターに対しまして、弁護士等に相談をして、適切に対応する旨、指示をいたしたいというふうに考えておりますので、御理解をよろしくお願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○21番（三原 昭治君） 先ほどから、無償、無償だからいいんじゃないかというように、私は耳に入ってきております。何の文書も残ってない。一般質問の後に担当課から、

当時の専務理事から聞き取りを行いました。で、その結果を書面にしてお渡ししますというので説明を受けました。まあ全くめちゃくちゃな内容だなという。で、これは、この中にはちゃんとあるんですが、飲食、軽食部分について、センターの設置目的に沿って、FM放送局の代表者において行うよう条件を付して契約したと。代表者が行うように条件で付したと。人に貸しなさい、人にやらせるなんて書いてないですよ、これ。もう全く何か合点がいきません。

それに、先ほどから無償、無償という言葉が出ましたが、まあ考え方によれば、公共施設を無償で貸しなさい、貸してもいいですよと、これ利益供与じゃないですか。それと、法制上で考えると、免除益というのがあります。これにも触れるんじゃないですか。当たるんじゃないですか。どうですか。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 今の御質問の件につきましては、そういうふうなものに当たるかどうか、研究をしてみて、検討してみたいというふうに思っております。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○21番（三原 昭治君） 結局、そういうずさんな契約をするから、こういうことになるんですよ。貸しちよってですよ、16年から貸し出しをして、今7年ですか、7年たってそういう問題について、あらゆる問題を想定してやるべきじゃないんですか。

それと、この契約書ですが、契約書の相手、防府コミュニティFM放送局開局推進会議とありますが、この団体は存在するわけですね。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 契約書にございます平成16年5月1日付の契約の相手方につきましては、防府コミュニティFM局開局推進会議というふうになっておりますけども、6月1日で株式会社ぷらざFMのほうに変更になったということでございます。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○21番（三原 昭治君） じゃあこの契約書はどうなるんですか。有効なんですか、無効なんですか。相手先、ないんでしょ、これ。ラジオ局を立ち上げるための団体でしょう。そしてちゃんと会社、株式会社ぷらざFMさんというのができたんでしょう。じゃないんですか。この契約書はどうなりますか。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 議員おっしゃるとおり、確かに平成16年5月31日付では、防府コミュニティFM放送局開局推進会議となっております。6月1日には、これが株式会社ぷらざFMになったわけですがけれども、この契約は有効だとうふうに考えて

おります。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○21番（三原 昭治君） すばらしいですね。全てこういう契約書も有効だと考えておりますとか、全部自己判断ができる、法律上も大変部長は詳しい方だなと、今、思いました。契約相手の名前が違う、会社が違って、有効だって、普通言いますかね。本当に不可思議な話ですよ。ここにはちゃんと、いろんなことが生じれば、直ちに申し出るように書いてあるんですよ、項目の中には。申し出はあったんですか、変更したという。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 申し出はございません。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○21番（三原 昭治君） それで、先ほど申された大村さんの責任においてって、責任を負ってもらえますか、こういうことで。7年も放置されて。で、先ほどの答弁の中に、FMわっしょいの代表者の方とお話しになったと。協議した結果、こういうふうな、このたび協議をしたと言われておりますが、協議をするんじゃなくて、きちんとした対応がされているか、契約書にのっとって遂行されているかという確認をとるのは、相手様じゃないでしょうか、センターでしょうが。全くおかしな話。まだ次がありますから。

それと、当初の――先ほどの答弁の中で、2人いらっしゃったから、なかなかセンターとして、貸館事業、自分たちでできないから、他に任せたと。そして、いわゆる又貸しを容認したと。これはだれが聞いても本末転倒ですよ。自分たちは、貸館業という業で、事業の中で、あの中の一つが事業でしょうが。それを放棄して他人に任す。じゃあ要らんじゃないですか、センター自体要りません、すべて皆任せばいいんですよということになるんです。

それと、最初に、FMラジオ局のほうは44.19だったですかね。で、いいと。いいと言われたんなら、使用目的と違うんですけど、百歩譲って、いいと言われたらそれでいいじゃないですか。あと残りはちゃんと仕切って、自分たちが正規の事業をちゃんと遂行すればいいんですよ。そしたら何の問題もないんですよ。なあなあで、このようなことをやってくるから、おかしくなるんですよ。ただで貸してもらえば我々も貸してほしいって、たくさんの方が言っていますよ。まあ、ちゃんとした内容に戻し、見直すべきだと思いますが、どうですか。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 先ほど御答弁申し上げましたが、今回の議員の御指摘を受けまして、この軽食・喫茶コーナーの貸し手でございます地場産業振興センターに対

しまして、弁護士等に相談をし、適切に対応する旨、指示をしますので御理解賜りたいというふうに考えております。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○21番（三原 昭治君） その点はよろしく願いいたします。

次に、事務局長ポストについてですけど、これも前回、部長の3月議会の答弁の中で「復活折衝により」と答弁されましたが、これは間違いありませんか。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） この件につきましては、復活折衝というふうに当時3月議会で申し上げましたけれども訂正をいたします。復活折衝ではございません。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○21番（三原 昭治君） 次に、総務部長、あなたの前回の答弁についてちょっとお聞きしたいんですが、事務局長の復帰についてです。あなたは商工部門の振興ということで、地場産業振興センターと協議して事務局長を置いたとお答えになりましたね。そのときの理事長である市長に、私はそういう要請がセンターからあったかと、私は要請は受けてないという答弁でございました。まず、理事長である市長は、要請を受けてないと。そして、当時の専務理事——今、退職されましたが、金子氏にも確認しました。要望したことはない。私は二人前頑張っている。もう一つ違うことを言われたんですが、これはちょっと今ここでは申しませんが。

さて、そこで総務部長、あなたに聞きたいんですが、だれの要望を受けて、いつどのような事前協議をされたか教えてください。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） どのような協議をしたかということでございますが、私は、理事長でございます市長とお話をした中で、そういった再雇用と申しますか、こういったことについて、御相談がありましたということで要請があったと、そのように申したわけでございます。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○21番（三原 昭治君） そんなこと一つもないでしょ、議事録見ちゃったらいいます。議事録にありますか、それが。市長と相談されたと言われましたか。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 答弁では要請を受けたというふうに申しましたけれども、その中身については、今、申しましたように、理事長から御相談があったということでございます。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○21番（三原 昭治君） じゃあおかしいですね。理事長は要請を受けてないと、知らないと言っているのに、理事長から相談を受けたと。まあ、いいですよ、これは。大体聞かれたらわかると思いますが、大変私は不可思議なことだなと。それで、じゃあ市長と2人でやられたわけですね。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 再三、私の名前も出ておりますし、私は当地場産の理事長でもございますので、もう一回整理して、よくお話をさせていただきたいと思います。（「もう時間ありませんので」と呼ぶ者あり）ああ、ないですか。

これは要するに何回もお話をしておりますが、かつて事務局長というポストがあったわけでございます。これはあったのは事実でございますが、平成22年度からまた復活をしたわけです。その復活をした最大の理由は、部長職クラスの方々がおやめになる方がかなり出た。その出た方々をいろいろなところに再就職といいますか、お願いをしていく中であって、いいところがなかなかないという状況の中で、それでは、かつてここに2人おられたのではないかというようなことの中で、処遇という形で配置をしたわけでございます。そうしたことによって、幸か不幸か、社会福祉協議会の常務理事が、急遽、水道事業管理者に転出されるという事態が発生をいたしまして、その社会福祉協議会の常務理事のポストに、今、2人体制になっている地場産のお一人を行っていただこうと、こういうことができて、6月30日で地場産事務局長をやめることになったわけでありまして。

したがいまして、部長が盛んに言っている話は、私との人事のことについての話し合いという意味に受けとめておいていただけたらと思います。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○21番（三原 昭治君） じゃあ部長が商工業の振興って、それは詭弁じゃないですか。今、市長の答弁では、処遇、退職部長の、それもいいところがないかということでしょう。部長は「商工業の部門の振興」と言ったんですよ。処遇のためのポストを部長と話し合ったと。全くおかしい話じゃないですか。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 当然です。総務部長の立場からすれば、商工業の振興を図りたいというひそかな思いが当然あったと。それはなかったほうがおかしいわけでありまして。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○21番（三原 昭治君） ひそかな思いは大変結構なことなんですが、現場から何の要望も、要請もないのに、ひそかに、その商工業の部分まで総務部長が手を出される、首

を突っ込まれる、すばらしいなどは思います。

そこで、先ほど部長、課長の処遇と言われましたが、ちょっとお尋ねしますが、21年度、22年度の退職者数、そして退職者の行き先がわかれば教えてください。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 21年度、22年度の定年退職者の数と再雇用した者の数をまず申し上げます。

平成21年度の定年退職者数は38名、そのうち再雇用で外郭等にお願いした方は26名でございます。

それから、平成22年度が定年退職者36名、また、このうちで再雇用と申しますか、お願いをした方が23名でございます。それで、具体的な、非常勤職員とか嘱託、あるいは外郭団体への配属と申しますか、そういった施設でございます。これにつきましては、大部分が市内の各関係課の外郭団体が多うございます。また、御存じのように、公民館等もたくさんございます。それから、外郭団体等といたしましては、今お話になっておりますデザインプラザとか、あるいはシルバー人材センターとか、あるいは社会福祉事業団、あるいは社会福祉協議会、こういった等々、ございます。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○21番（三原 昭治君） この大半は21年が38人、うち26人、22年が36人中23人と。この26、23人の方の大半は嘱託職員であると。嘱託職員でしょ、大半が。21日の4分の3勤務。でしょ。それで、もうここまで言ったって、余りもう口を開きたくないんですけど、わずか3カ月でぽいっと部署を変える。社協の専務理事があいたと。どうなんですか、それデザインプラザよりもっと大事なところなんですか、これが。だからそういうふうになったわけですか。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 社会福祉協議会の常務理事でございます。常務理事というポジションは、社会福祉協議会会長を補佐していく立場でありますし、さきの大災害の折には、その職にありました方が、ボランティアセンターの運営その他、全面的に踏ん張った、そういう経歴もある職でございます。

したがって、社会福祉協議会の常務理事という立場は極めて重い職であると私は認識をいたしております。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○21番（三原 昭治君） センターもあれでしょ、商工部門の振興を図るために8年間

も空席にしておったものをわざわざ復帰させるんですから、これも重要なポジションだということでも復帰されたと思いますけどね。

それと、本当、私は不条理に思うんですが、退職者の再雇用、大半の方が先ほど言いました15日勤務、年収が約120万円程度。ぽんと行かせてもらった事務局長、約300万円、一体これ何の、どこにどのような差があるのかという気がします。

それと、最後になります、前回、市長は、私が一般質問を終わりますと言った後に、わざわざ手を挙げていただき、復帰についての御説明を丁重にいただきました。それは、私がかねてから、あそこの専務理事の職は、非常に専門性もなくはない重要なポストで、すぐすぐ人がかわりにできるものではないという中で、事務局長から、事務局長を2年ぐらい経験して、そして専務理事になっていくという段を踏んでいくほうが、より活性化するのではないかと思います。そういう思いで事務局長を久方ぶりに復帰しましたと。23年度はどうなっていますか。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 人材配置の中で、金子という方がおやめになられるに当たって、古谷という、事務にも明るい、かつて部長も経験した人材を充てることによって、重い職を今、務めていただいております。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○21番（三原 昭治君） つまり金子さんは二人前はできなかつた。今の古谷さんは二人前できる人だということになると思います。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 全く違います。金子さんは、1年後にはおやめになっていくであろうと、そういう中であるわけですが、たまたま人材の処遇の観点から、重要なポストにいた市の幹部職員の割り振っていく中において、かつてそのようなことで事務局長ポストもあったわけですから、そこに御就任をいただいたと、こういうことで理解をいただきたいと思えますし、金子さんは実にいい専務理事さんであったと、そのように思っております。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○21番（三原 昭治君） もう時間が来ました。これで終わりますが、私たちが先般、議会報告会を市内15カ所でやりました。そのときに、ある地域の方がこういうことを言われました。「職員が死んでいる。あんたらどねかしなさいよ」ということを言われました。「どういうことですかね」と言ったら、「わかろうが」という言葉も返ってきましたが、私にはなかなかわかりません。

先般、退職した職員の人たちともいろいろお話をしました。その職員の方が、退職してまでこんな不公平なことがあるんだということを私に漏らしておられました。

以上をもちまして、私の質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 以上で、21番、三原議員の質問を終わります。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩といたします。

午後0時 4分 休憩

午後1時 開議

○議長（行重 延昭君） それでは、休憩を閉じて、会議を再開いたします。

次は、1番、松村議員。

〔1番 松村 学君 登壇〕

○1番（松村 学君） 久しぶりの質問でございまして、大変緊張をしながらも、わくわくもしております。明政会の松村でございます。

今まで慣例では、議会運営のため、副議長は一般質問をしてはならないとなっていました。今議会から、議会運営に支障がない限り、副議長でも質問ができるということになりました。よって、議会運営上、最後に副議長が質問をすることとし、そのとき議長に所用があれば、副議長が議長の職を代行しなければならないので、質問を取り下げることに決しました。

防府市議会も議会改革が急速に進み、毎月、全国から議員が防府市の議会改革を学ぼうと、たくさん視察に来るようになり、それ以外に市民の皆様から寄せられたたくさんの課題に、日々協議がなされております。

防府市議会も県議選で2人辞職され、25人となり、きつい環境の中、まさに責任を果たすべく、1議員が2人役、3人役も、さまざまな役割を果たしております。これからも防府市議会は時代に合ったものにどんどん変わっていき、より市民のために、市民の目線で、市民とともにある防府市議会であり続けることを強く願うものであります。

それでは、通告に従いまして、市長の公約について質問をさせていただきます。

昨年の市長選挙から、ちょうど1年がたちました。その選挙の公約から端を発した市議定数半減、市長給与半減、退職金廃止問題も市民の中で複数の市民団体まで結成され、激しく議論がなされました。この間、我々議員も「民主主義と住民自治を守る議員の会」、防府市議12人からなる有志の会を結成し、根拠なき削減案ではなく、客観的な定数議論を呼びかけ、御説明にも伺い、啓発用のビラも全戸に配布させていただいたところです。

市議定数についての市民のおおよその考え方は、定数10名の大幅削減すべき「議員定

数半減の実現を求める市民の会」、これ以上の削減は反対という「議員定数削減問題を考える市民有志の会」、大幅削減を反対、市民生活をまず第一に考えるべき、「防府をよくする会」が最終的に住民直接請求による条例改正案1件、請願2件を議会に提出されたところであり、議会もその気持ちを重く受けとめ、議員定数に関する特別委員会を設置して、継続審議となりました。

経過を振り返ってみますと、直接請求者の阿部次男氏は、議会からの再三の出席要請を拒否され、3万5,000人の民意について、強く主張されたにもかかわらず、我々の質問には一切答えず、説明責任も果たされないに終始し、逆にみずから3万5,000人の民意を軽んじる結果となり、この条例改正案の本質が全くわからないものとなりました。

しかし、その他の代表者や市民公募の参考人から、貴重な御意見や御答弁をいただき、我々自身も市民のいろんな意識や考え方を理解することができ、大変参考になったところでございます。

この審議結果については、本年の3月定例議会だよりやホームページに掲載。このたび5月下旬に行った防府市議会初の15地区市議会報告会にても御説明させていただいたところではありますが、意見集約の中で一番印象に残ったのは、議員大幅削減賛成者の方——受任者であった方でございますが、「議員が100%の仕事に近い仕事をすれば現定数でよい」と答えられたことにより、市民は議員の活動に対して不満があり、議会の仕事ぶりが市民に伝わっていないことが明らかになりました。

このことのさらなる裏づけとなるのが、このたびの議会報告会参加者から、「議会がどういうことを議論しているのかと仕事ぶりがよくわかった」、「我々市民のことや地域のことも含めて、同じ考えで議会においてきちんと議論されていることがわかった」、「初めはいやいや来たけど、まちづくりに自分が参加できている気持ちになり、議会に意見が言えてよかった」、「議員の数を減らしてほしいが、議会に対する考え方が変わった」など、多数意見が寄せられました。

さて、1点目の質問になりますが、本年4月に山口県議会議員選挙が実施され、ここでも市議定数大幅削減が争点となり、松浦市長自身も、政治団体「とことん防府」の代表として、みずからマイクをとり、推薦候補、神田義満氏を全面的に後押しされました。これに対し、その他の候補は、市議大幅削減について批判的な訴えをされていましたが、結果、最下位当選となり、市議大幅削減に投票されたのは6,907人のみとなりました。これは全投票数の12%に当たり、防府市有権者数の占める割合では7%しか相当しない結果となりました。

約半年前の署名数3万5,000人から差し引くと、約2万8,000人の減少となっ

たわけであります。そうなりますと、市議大幅削減は、もはや市民に支持されていないと思いますが、市長はどう受けとめられているのか。

また、政治団体推薦の神田氏は、最大の公約である市議大幅削減を県議の立場でどのような役割を果たされるのか。ともにマイクをとって訴えられていましたので、政治団体代表である市長はどう考えられているのか。また、「とことん防府」は今度どのような活動をされるのか、お尋ねいたします。

次に、2点目の質問ですが、もう一つの市長の公約である市長報酬半減・退職金廃止について、5月27日に「防府をよくする会」より、この公約を実行するよう声明が提出されましたが、市長は「議会が反対するのでできない」とか、「議員半減がセットである」と、責任転嫁されたコメントをされておりますが、市長自身、この議案を出されたのは昨年の6月、1回こっきりでございまして、その後、努力をされた形跡もないし、ずっと沈黙をされ続けられています。

ちなみに、市長の親交も厚い名古屋の河村市長でさえも、率先し、みずからをカットし、公約を果たしております。

中国の戦国時代、燕の郭隗の古事を引用されて「隗より始めよ」——事を始めるには、言い出した本人から始めよという意味でございしますが、市長自身がよく使われております。まず、みずからの身を削り、範を示すべきではないか。また、公約という観点でなくても、全国的に市長の退職金廃止は大幅減額、3期以降は退職金ゼロなど、流れといいますか、常識になっておりますが、防府市長はこのたびの4期分ももらわれたら、たった16年で、給与と別に約1億円の退職金をもらうこととなります。あれだけ議員の報酬が高いと市民に指摘を受けましたが、議員には何十年やっても退職金はありません。この退職金について、市民が何も語られていないのは疑問であります。この市長の退職金や特別職の退職金も含めて、退職金の二重取り、三重取りは市民感覚と大きくずれていると思いますが、退職金だけでも見直すことができないのか。

以上、2点にわたり、市長の公約に関する質問とさせていただきます。よろしく御答弁をお願いします。

○議長（行重 延昭君） 1番、松村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

まず、本年4月に実施された山口県議会議員の選挙の結果、どういうふうを考えているかとの御質問がございましたが、県議会議員の選挙の結果について、私はあれこれ論評できる立場ではございません。

昨年の市長選挙の結果はもとより、昨秋、住所、氏名、生年月日まで明確に記入され、押印、印判を押された、署名の数が4万名近くまで上りまして、選挙人名簿との照合や同一筆跡、重複記入などに厳しい審査の後、1週間に及ぶ縦覧期間を経て確定した本市有権者の3分の1を超える、実に36.8%強の3万5,578名の方々のお声が瞬時に消滅することは断じてございません。

また、議員から政治団体「とことん防府」が推薦した候補者の得票数からして、市議会議員定数の大幅削減は、もはや市民に支持されていないというような感じの御意見がございましたが、私は全くそうは思っておりません。

現に、県議会議員選挙終了後の今も、私のところには多くの市民の方々から、議員定数大幅削減はどうなっているのかという期待のお声が数多く寄せられているところでございます。

そもそも、さきの県議会議員選挙は、東日本大震災という未曾有の国難の直後に行われた選挙でございます。各候補がそれぞれの信念を有権者にお訴えになられた選挙でございます。

したがって、この選挙は、防府市議会の議員定数大幅削減が争点となった選挙ではございません。私は、1年前の公約の実現と民意が反映された市政の実現のため、住民投票をも視野に入れておったところでございますが、3月11日に発生した東日本大震災という国難を前にして、幸いにも災害を免れた一地方都市として、復興に向けた可能な限りのお手伝いをするべきと判断いたしまして、住民投票の発議を思いとどまったところでございます。

また、市議会におかれましても、この9月には一定の結論を出されるともお聞きしておりますので、その判断に注目し、今は静かに職務に精励いたしているところでございます。

なお、政治団体「とことん防府」の活動についての御質問もございましたが、「とことん防府」は、ふるさと防府をこよなく愛する一人の地方政治家という立場で、私が代表を務めている政治団体でございますので、この場において発言することは控えさせていただきたいと思っております。

また、「とことん防府」の推薦で県議会議員に当選された神田議員が、県議の立場でどんな活動をするのかとの御質問でございましたが、私は他の県議会議員の皆様と同様に、山口県、そしてふるさと防府市の発展に向けた御尽力、御協力をいただけるものと確信いたしているところでございます。

今後も市民、行政、議会がそれぞれの立場を尊重し、協力し合いながら、市民の皆様方の民意に従って働いてまいる覚悟でございますので、御理解のほどお願い申し上げます。

次に、市長の給与半減、退職金廃止についての御質問にお答えをいたします。

私は、平成10年6月に市長に就任以来、行財政改革を市政の最重要課題と位置づけまして、この実現のため、就任直後の平成11年度より、みずからの期末手当を削減することから始まりまして――まさに「隗より始めよ」でございますが、午前中も総務部長が申しましたように、この12年間で1,800万円を超える削減をみずからに課し、実行してきたところでございます。

また、これまでの市長がお手がけになられなかった改革にも取り組みまして、大きな成果を上げ、安定した市政運営を続けてまいりました。国、県ともに大変な財政難、景気低迷、また少子高齢化が加速する中、一地方都市である防府市が、多くの市民の皆様が望んでおられる単独市政をこれからも継続していくため、そして合併市に劣らない施策を断行していくためには、財政基盤をさらに強固にする必要があるとの私の考えから、昨年5月の市長選挙におきまして、単独市政の継続と残された市議会の改革、すなわち市議会議員定数の半減を掲げ、同時にこれが実現の折には、みずからの給料削減と退職金を不支給とすることも市民の皆様にお約束し、信任をいただいたところでございます。

私は、市民の皆様のお許しを得て、4選をさせていただきました。直ちに昨年6月の定例市議会におきまして、防府市議会の議員定数を27名から13名に削減する防府市議会議員の定数を定める条例の一部改正の議案を上程するとともに、私の任期が終了するまでの間、みずからの給料を半減し、さらに今期の退職金を支給しないとする市長の給与及び退職金手当の特例に関する条例を制定する議案を上程いたしました。いずれも否決されたことは、議員、御承知のとおりでございます。

昨年、他の議員の同様な御質問でもお答えいたしておりますが、市民の皆様にお約束した以上、市議会議員の定数の半減がなされれば、私の給料の半減、あるいは退職金の不支給を行うということには変わりはありません。

また、退職金につきましても、ご承知のとおり、4年を一つの区切りとしてちょうだいしているものでございまして、1期から3期までのそれぞれの期においてちょうだいしてきたものを累計されるのはいかがかなと、私は思います。

したがいまして、退職金のみを見直すことは考えておりません。また、他の特別職の退職金につきましても、当面、見直すつもりはございません。

以上、答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 1番、松村議員。

○1番（松村 学君） 今、答弁を聞きまして、本当、詭弁だなど、本当につくづく思います。確実に、この県議会議員の選挙で、また市議半減がぶり返されて、争点になった

と。それは新聞にも書かれておりますし、テレビでも放映されていますし、これは12万市民がみんな知るところなんです。それを最終的結果が伴わなかったので、そういう弁を濁されるような、これは、私はいかがなものかなと思います。

さらにもう一つ言わせてもらいますけども、よく、神田氏を投票された方にもちょっと聞いたことがあるんですが、「県会議員になっちゃったら、それは市議半減進みますよ」というような話も聞いたことがあるんです。県会議員にですね、市会議員の削減するとかせんとか、そんな権限ないんです。ちなみに言いますけど、市長にもない。その辺を誤解のないように、よく政治団体の方々に市長のほうから――市長というか、政治団体の代表である松浦市長からもよく言っていただかないと、変な期待をされて、また市長に変な思いをされてもいけないと思いますから、やっぱりその辺は払拭していただきたいなと思います。

それと、多数、先ほど御答弁の中に、市民からもお寄せいただいているとか言いますけども、それ過去の話で、私は直近の話をしているんです。市長は、他の議員の質問でも、「直近の選挙の結果こそ民意だ」と、常々おっしゃってましたね。逆に、今、市長の言葉をそのまま、私がおかりせねばならなくなりました。しかも、1年前の市長の選挙では、市議半減、給与半減、退職金返上のほかに、大変興味を持たれている方、いっぱいいらっしゃいましたけど、ヒブワクチンの助成とか、コミュニティバスとか、移動図書館車、山頭火ふるさと館の設置とか、市民生活に関連する47項目にわたるマニフェストも掲げられて、このたび神田県議会議員が訴えられたのは、議員定数の削減なんですね。これがもうほとんどなんです。これが記事ですけど、「議員定数の削減を掲げ、松浦市長に賛同し、県議の立場から側面支援したい」と、こういうふうになっております。

市長自身も決起大会で、「民意を理解しない人たちに、もう一度目に見える形で示せる機会です」、こういうふうにならされております。市議大幅削減が前面に出た県議会議員の選挙であったといっても、これはもう間違いない、拭い去れない、そう思うんです。で、市長選挙よりも明確にクリアに出ました。市長選挙のときは、ちゃんと生活関連のマニフェストと、あと、今の議員と市長の給与の問題。神田県議の場合は、完全に市議大幅削減と、こういう話なんです。

で、我々議会も、12月議会でも指摘をかなりしましたけども、市民は全部が市議半減とか給与半減とか退職金返上を支持されたわけじゃないよと、再三、質問やら指摘もさせていただきました。やっぱり市長は、それを無視して、とことん突っ走られたわけです。結果、最近おさまりましたけども、市政は大変混乱しました、秋口から。で、市長は、我々の労力はみんなここへつぎ込まれて、この1年、市政は本当に停滞しておりましたよ。

何もできてないじゃないですか。

そういった思いからすると、やっぱり市長ももう一回襟を正して、市民生活を改善する市長自身の47項目のマニフェストの実現に100%集中してもらって、こういう政争の具になる政治団体は私は解散したほうがいいんじゃないかなと。

逆に言うなら、本当に防府市を愛するというふうにおっしゃいましたけど、本当に防府は今、後で質問しますが、どんどんにぎわいがなくなって地盤地下を起こしていますよ。こういったものを改善するために、みんなで、市民でスクラム組もうよというような、そういう団体にしたらいいじゃないですか。もうこんな話はやめてもらって、まじめにやりたい、我々も本当にまじめにやりたい。そのほうが市民のために100%ためになると思います。どうでしょうか、その辺については。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 議員の主張をあれこれ論評できる立場にはございません。また、市民の目線で、あるいは市民のためという同じ考え方のもとに、私は私の選挙において、このことをお訴えをして、そして当選をさせていただいているわけでございますので、そのところはよく御理解をいただき、あなたも次なる市議会議員の選挙で堂々と所信を述べられて、そしてマニフェストを掲げられて、当選をして、その実現のために私どもと切磋琢磨していく、このことがまちを活性化していくことにつながると確信をいたしておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 1番、松村議員。

○1番（松村 学君） 一つ確認したいんですが、市民の目線で何なんですか、じゃあ。市長が考えられている市民の目線というのを教えてください。私は、市民の目線というのは、市民の生活が少しでも楽になって、いいまちになるのが市民の目線であるというふうに思っておりますが、市長はどうなんでしょう。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 同じでございます。

○議長（行重 延昭君） 松村議員。

○1番（松村 学君） であれば、これとそれとはまた違うんじゃないですかね。合い交えることもないかもしれませんから、この辺でやめておきます。

もう一つ言わせていただきたいんですが、県から今議会でも条例改正案が出ておりますけど、景観の取り締まりを市に権限移譲して、看板の手数料、これを定める今、議案が出ております。

これから10月、山口国体も迫っているので、ぜひ気持ちよく来ていただくために言わ

せてほしいんですけども、今、よく見ると、防府の萩往還筋が空き家や観光スポットや文化財の近くとか、この辺にもう長いことつけられているんであれなんですけど、色があせた「とことん防府」のポスターが張られているんです。何も知らんで防府に気持ちよく来て、いきなり何か色あせた、何じゃろうかこれはという、何か、もめとるんかいなど、こねえなふうに使われたら、せっかく楽しみに防府に来てもらっているのに、全然おもてなしができないんじゃないかなと思うんですけど、そういうことからしますと、もうこれをはがれるか、または、国体中はこれを撤去して、また張りかえてもらうとか、こういうことはできないんですか。やっぱり市民の、今の国体にかける思いを感じれば、やはりそういうところも配慮するのも、トップリーダーじゃないかなと思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 私の権限外のことでございます。（笑声）何かおかしいか。

○議長（行重 延昭君） 松村議員。

○1番（松村 学君） 権限外って、本当にもう心外です。政治団体の代表である松浦市長が決めることじゃないですか。何でそんなおかしい答弁されるんですか。もうこれ以上言ってもしょうがないでしょうから。

とにかく、これ今、市民の皆さん見えています。ぜひ、せめて国体中だけでも、ちょっと外してもらえんですかね。これ要望ということで、政治団体の代表の松浦氏に対して要望いたします。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 権限外と申しましたのはね、私——笑われた方もありますけども、私が代表を務めている「とことん防府」が出したポスターではないんです。そこをよくお考えください。

○議長（行重 延昭君） 1番、松村議員。

○1番（松村 学君） どこが出したんですか、じゃあ。

○市長（松浦 正人君） 調べてください。

○1番（松村 学君） 調べてくださいって、そこまで不親切にされんでもいいじゃないですか。だって、市長が思いを書いた、つづったポスターなわけですから、知らないというのが、まず考えられませんね。——まあいいです。時間がないので、次に行きます。

次は、給与と退職金について、ちょっといきますけども、宇部市長にも続いて、先日当選された周南市の木村新市長も、早速率先して公約を守られ、8月から月給50万円を削減されるということになっておりますが、実はこのたび、15地区で開催した市議会報告

会で、何人の市民からも、実は不思議な質問がありまして、これは我々の口から言うのも何なんです、「市長は市議が半減できないんだったら、市長だけでも給与半減と退職金を返上すべきだ」という市民の声が多少なりともあるんです。大体やっぱり言い出しっぺの市長として、責任をとるのが普通なんじゃないかなというふうに思うんですけども、やっぱり、宇部とか周南の市長さんのような気持ちに、市長さん、なれないんかなと、うちの防府の市長は。ちょっとその辺についてお尋ねします。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） これもまた説教がましく申し上げますが、私は議員さんの数を半分にと、あわせて、私の体は半分にはできませんので、ならば私の給料を半分にして、そして、恐らくきつと最後の御奉公になるであろうから、今期の退職金を全廃しますと。半減どころの騒ぎではないんです。周南や宇部の市長さんは、それを、みずからの給料を半分にしますということを公約に掲げられて、選挙に出られた。私は議員の皆様方の給料までどうのこうの申し上げておりません。議員の皆様方の処遇を、生活をどうのこうのということではないわけで、人数をお減らしていただけないだろうか。それが実現の暁には、私も人数を減らすわけにはいかないの、私の給料を半分にいたしましよと、こういうことを申し上げておりますので、どうか責任をというふうに思われるのであれば、皆様方のほうで、早目に半減を実現していただければ、直ちに私も出してまいります。

多少なりとも意見が、市民の議会報告会で出ているとおっしゃいますが、私のところにもたくさん寄せられております。議会が半減をしてから、それからでいいんだよというお声も、たくさんちょうだいいたしております。

○議長（行重 延昭君） 1番、松村議員。

○1番（松村 学君） 我々、ただ寝ちよったわけじゃないんですよ。本当、秋口から、ずっと、この定数の問題について、本当に真摯に研究させていただいたし、市民の方々とも本当にいろんな激論も交わせてもらったし、本当に1軒ずつ歩いたり、本当大変な、今まで日々でした。

そこで、最近、だんだんですけど、市民の議会に対する見方が変わってきているなというふうに私は感じております。多分、ここにおられる方も結構そういう話も聞かれたことがあるんじゃないかなと思います。我々も地域に出て、報告会をやって、お互いがわかり合えたと、お互いが、そういうふうな思いがします。であれば、市長も、ぜひ、こういう自分の給料とか、退職金の正当性とか、これ市民の皆さんに説明する責任があるんじゃないですかね。一応公約にもなったわけですから、自分の――私らの身ばかり洗い出しするんじゃなくて、自分の身をまず「隗より始めよ」で洗い出ししちやったらどうですか。

別に、今、減らせとかいう話じゃなくて、まず説明責任があるんじゃないかと。やっぱり時代に合ったものに変えていかんじゃいけませんから、その辺についてはどうですかね。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） かなり突っ込んだ御質問でございますし、せっかく市議会という素晴らしい場所でございますので、市民の皆様方に広く申し上げたいと思います。

私は1年間におよそ3,000時間拘束されております。いいですか。その内訳は、また、詳しくはまた別の機会に譲りましょう。そして、ちょうどしている給料からボーナスから、すべてを入れますと約1,500万円でございます。それを単純計算で割りますと、時間給5,000円になります。市議会議員の皆様方は、百歩譲りましょう、100日拘束されているとしましょう。いいですか。そして、1日7時間としましょうか。30分のときもあれば、8時間のときもあるでしょう。7時間としましょう。そうすると700時間です。市議会議員の皆様方には、お1人頭、出張でいろんなところへ視察に行かれたりするののけて、それは外して、約700万円かかっているんです。そうすると、1日1万円になるんです。で、私には退職金があると、こう言われる方もあります。退職金をじゃあ1年間分を500万円乗せましょう。そうすると2,000万円になりますね。2,000万円を3,000で割れば6,666円になるんです。そういうように――あなた説明しろと言われるから僕、説明しているんです。

○1番（松村 学君） 時間がない。

○市長（松浦 正人君） それは私の知ったことではない。

○1番（松村 学君） いやいや、それはおかしい。

○市長（松浦 正人君） あなたが説明をしろと言われるから私は――じゃあもう説明いいですね。

○議長（行重 延昭君） 1番、松村議員。

○1番（松村 学君） 本当、質問が全然できませんね。大体、私らも市長が何時間働いているか知りませんが、市長も僕らが何時間働いているなんて、いつも一緒にいるわけじゃないんですから、知るわけがないですよ。最低100日しか、百歩譲って100日って、見たんですか。

○市長（松浦 正人君） 私、経験者です。

○1番（松村 学君） いや、昔と今は違うんですよ。そりゃ昔はそうだったんですよ。市長、自分のときの話。それはね、そういう先輩のそういう悪い部分がずっと続いて、我々が迷惑しているんですよ。我々は一生懸命頑張っている。ぜひ見てください。1週間張りついてくださいよ。来てくださいよ、ぜひ、私の部屋へ遊びに。いろいろ市政の話で

もしましよういね。そのときにいろんな議員がいろんな会議してますよ。見てください、ぜひ。

○市長（松浦 正人君） それは拘束ではない。

○1番（松村 学君） 自主的にやっているんですよ。拘束って、あなた……。

○議長（行重 延昭君） すみません、手を挙げて発言してください。

○1番（松村 学君） 拘束されんにゃ仕事しないんですか。我々は自主的にやっているんですよ。もうちょっと本当にこれでやめます。

いいですか。

○議長（行重 延昭君） はいどうぞ、次の項目どうぞ。

○1番（松村 学君） 公約と別の観点で、じゃあお尋ねいたします。

本当、今、時代錯誤ですよ。市民の感覚とちょっとずれている。やっぱり市長退職金の制度は、もう減額方向に向かっているんです。市長としてのリーダーシップが私は問われると思います。特別職には大抵、市の職員のOBがなっているわけです。60歳の定年で約3,000万円近くの退職金をもらって、また一部の人が特別職になって、で、任期まで務め、また市長は2,188万円、副市長は1,430万円、教育長が842万円、上下水道管理者も842万円、代表監査536万円、再任されたら、またもう一回退職金がもらえると。見方を変えれば、本当に天降りのような形にも見えます。

やっぱり市長はまさにここを、聖域じゃないんですよ、これ。もう、ここはまさに市民感覚で市長が僕はメスを入れるべきところじゃないかと思うんですけど。そういう市民の感覚にのっとった、相当の退職金制度に私はすべきと思います。

防府市の有効求人倍率は、県下最低であり、市民に就職の機会もなく、就職したくてもできない人もたくさんいる。質問が今回いろいろ、こういった雇用に関する質問もありました。みんな悲鳴を上げているんです。そんな中、一部法外な退職金を何重取りもして、それが市政をつかさどる人ですから、普通の人なら、私は御時世をやっぱり考えなきゃいけないんじゃないかなと思います。

逆に、何重取りしている退職金を減額して、数千万円の財源ができるわけですから、そういうものを市の期間雇用でも充てて、今、この県下最低の有効求人倍率0.47倍、これを少しでも改善していったら、私はトップリーダーの器じゃないかなと思います。やっぱり、本当、そのように思います。

少なくとも定年で一般市民より優遇された多い退職金をもらっているわけですから、多額の退職金を、僕は、またもらわなくてもいいんじゃないかなと思いますが、こういう観点で見たとき、市長さんはどういうふうに思われますか。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 何度も申し上げますが、市議定数半減と、私は公約に掲げ、そして私もその折には給料半分、退職金を全廃と、こう申し上げておるんです。ですから、まず市議会議員をどうぞ削減してください。きつときつと退職金もそれなりにメスが当てられていくはずでございます。

○議長（行重 延昭君） 1番、松村議員。

○1番（松村 学君） 私は、今、公約の話をしているんじゃないです。退職金という一般的な制度、それについて言っている。特別職のですよ。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） たまたま市のOBの方が、その職についておられるわけでありまして。かつては県のOBの方もついておられた事例が何例もございます。皆様、よく御存じのとおりでございます。その重き任に当たられて、その責任を背負っている人に対して、それなりの御慰労を申し上げるということは、わが市が始まってからずっと続いているわけで、これはよその県でも、よその都市でもみんな同じことでございます。ですから、議員のお考えは議員のお考えとして、素晴らしいものであらうと私も思いますので、どうぞその政治姿勢を貫かれて頑張ってくださいを期待しております。

○議長（行重 延昭君） 松村議員。

○1番（松村 学君） すばらしいものだったら、ぜひ御検討ぐらいはしていただいてもいいんじゃないかなと思います。本当、いろんな全国の事例、ちょっと調査してみてくださいよ。で、見てください。うちの防府市がいかに時代おくれになっているかと。そういう自分らの聖域の部分だけ時代おくれになっているんですよ。

あと、最後に聞きますけど、実は先日、この「防府をよくする会」の方々とちょっとお話をする機会がありまして、市長のお話でいろいろ出たときに、ちょっとこういう話が出たみたいですが、市長の職務は休めない。土日も関係なく仕事がある。体調も崩せない。なのに待遇は前の県議時代よりも年間600万円少なくなった。退職金も第1期は報酬掛ける48カ月の100の60、2期目は同じように100分の50に削減し、手取りで2,500万円だったのが1,950万円と、550万円少なくなっているよと。で、退職金を入れると、県議時代とつっぺかもしれないと。だが、退職金は選挙で消えると、こういうふうにおっしゃったといいますけど、本当ですか。こういう発言をされたんですか。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） あの方々と皆様方が連絡を取り合っておられるということが、これでよくわかったということで御礼申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 松村議員。

○1番（松村 学君） そういうことじゃないんですよ、そういうことじゃ。たまたま私もこういう質問をするから、ちょっと調査という形で、その方々に御意見を聞きに行っただけです。それをそういうふうに、うがったように見られると、本当に、もう、あれですね。

これだけは言うておきますけど、議員というのは退職金がありません。ちなみに県議員もありません。国会議員もありません。退職金、選挙でお金がかかるから退職金が必要なんだというような考え方、これはもう納得いきませんね。これはもう本当に許せません。それだけはお伝えして、この質問は終わります。

それでは、にぎわいの創出について質問をいたします。

本市の経済状況は、ここ数年で12万市民のすべての人が認識できるぐらい、待ったなしの最大危機を迎えています。2011年の地価公示によると、県内地価下落率、高いところからワーストワン。防府市有効求人倍率は4月末で0.47倍で県内ワーストワン。官公庁は統廃合により、市外へ機能移転しました。昨年、カネボウに続き、JTも工場閉鎖を表明。市内立地の企業は、倒産や統廃合移転で事務所は空き家となり、不動産会社管理地の看板が市内各所に多数見受けられる状態です。

また、市の中心にあるルルサスや新市街、新天地、車塚では、日増しに夜の明かりが消え、空き店舗も目立つようになってきました。まさに朝から晩まで元気のないまちになりつつあります。

そこで1点目の質問ですが、この最大危機を乗り越えるべく、毎年人口定住や企業誘致、観光客誘致の目標値を設定し、目標を達成するための数々の抜本的誘導施策を実行するため、景気回復の火種を起こすべく、（仮称）防府市にぎわいの創出5箇年計画を策定すべきと思いますが、いかがでしょうか。これを今後、PDCAサイクルで毎年行い、目標が達成されなければ、さらに他市もやっていないような思い切った抜本的な施策を再度検討すべきです。もはや他市を参考にされ、ずるずる検討するというような体質を改めていただき、もっとスピードを上げ、財源もしっかり確保し、即効性を持った防府市独自の施策を打ち出してほしいわけであります。また、その特務を果たすための組織編成と職員配置をお願いしたいが、いかがでしょうか。

次に、2点目として、最近の防府市の企業進出の状況や今後の見通しはどうでしょうか。JT撤退後、どのような状況になっているのか。マツダ、ブリヂストン、協和発酵バイオなど、主要産業の今後の動きに市として協力できているのか。ユニクロのように地場産業を成長産業に育成することも必要と考えますが、市として支援されているのか。

今までかなりの議員が企業誘致やにぎわいの創出について質問をなされていますが、市として改善した点は何でしょうか。改善した点や現行の施策において目立った成果は出ているのでしょうか。

今後、危機的状況を回避するまで、防府市はにぎわいの創出こそ、市の最重点目標に掲げるべきであります。今よりひどい状況になれば、防府100年の計はもう論じられない。衰退の一途につけば、何も手を打てません。まさに待ったなしであります。当局におかれましては、緊張感のある答弁をお願いし、にぎわいの創出についての最初の質問といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） お答えいたします。

いろいろ、撤退、撤退、元気がない、元気がないと、こう申されましたが、厳然として、ここに防府市は存在しておりますし、そのことによって市役所も、また市議会も、その他公の施設もございます。

御承知のように、米国に端を発した金融危機によりまして、日本経済は停滞し、雇用不安が続いておりました。その後、景気が穏やかに回復する中、東日本大震災が発生し、本市におきましても、主要産業でございます自動車関連の企業を中心に、大きな影響がございましたが、このところ回復の兆しが見られてきておるわけでございます。

本市では、平成17年、日本を代表する企業でございましたカネボウ株式会社が、本市から全面撤退するという大変厳しい事態が発生いたしました。その際、直ちに市役所内に対策本部を立ち上げ、山口県や商工会議所などの各関係機関と連携した迅速な対応によりまして、カネボウ株式会社の技術を有効に活用された製造業など、4社の企業が進出され、雇用も確保することができました。さらに、空き地であった部分も活用され、現在はにぎわいの創出の場となっております。

日本経済を取り巻く環境には厳しい要因がございますし、山口県の人口減少率は全国の中でも相当厳しい数値を示しておりますが、このような環境にもかかわらず、本市の人口は、ほぼ横ばいを推移しております。製造品出荷額等は、平成12年度以降、大幅に増加してきております。さらに効率的な行財政運営により、財政も健全な状況となっております。

議員が御指摘のような、防府経済が最大の危機を迎えているという認識を私は共有するものではございません。

こうした中で、さらに人が元気に活動し、まちが元気ににぎわうには、地域資源の見直

しと活用による地域の活性化や、人が集まるような魅力と仕組みづくり、また地場産業や新たな産業の育成が不可欠でございまして、そのための施策を積極的に進めていくことが重要であると認識しております。

さて、本市では、本年3月に策定しました第四次防府市総合計画で、工業や商業・サービス産業、観光等の各施設に目標指標を設けまして、計画期間の5年目に指標達成度を評価して、評価結果を事業に反映させるとともに、計画的かつ効率的に事業を実施するため、3年間の実施計画を策定し、新規事業を含め、翌年度以降に実施するすべての事業を毎年評価するなど、行政評価を活用して計画の進行を管理し、各事業に取り組んでいくこととしております。

また、観光客誘致の数値目標につきましては、本年3月に、「防府市観光振興基本計画」を策定したところございまして、その計画の最終年度に当たります平成27年度の観光客数100万人を成果指標に定め、施策に取り組んでまいります。

計画の推進に当たっては、外部委員で構成します「（仮称）防府市観光振興推進協議会」と、庁内組織である「防府市観光振興庁内検討協議会」を中心に、事業の進捗状況を把握し、評価を行うとともに、その評価を反映させ、改善することにより、成果指標の達成を目指してまいります。

中でも「防府市観光振興基本計画」の目標に掲げております年間の観光客数につきましては、平成27年度の目標でございます100万人の達成は既に間近となっております。目標の上方修正もするぐらいの勢いとスピード感を持って取り組んでいるところでございます。

防府市にぎわいの創出5箇年計画を策定しては、との御提案でございましたが、ただいま申し上げました「第四次防府市総合計画」や「防府市観光振興基本計画」の中で、事業評価を実施して、事業の見直しが必要なものは見直し、新たな施策が必要な場合は盛り込むなどして、目標の達成を目指して、対応していきたいと考えております。

さらに、本市の雇用状況等を早期に改善するためには、地域活性化のための何らかの施策が必要であると考えておりますので、景気回復や雇用創出を目的とした具体的な対応策を早急に検討してまいります。

また、御提案の、特務を果たすための組織編成と職員配置もございましたが、行政を取り巻く環境が激変する今日、特務感とスピード感を持って遂行することが大変重要な組織課題であると私も認識しておりますので、常々市の組織の改編及び職員配置については検討を重ねてまいっているところでございますので、今後もよりよい組織となるよう、大幅な組織の再編や若手人材の登用など、思い切った改善を図る必要があると考えております。

次に、最近の企業進出の状況や企業の動きなどについての御質問にお答えいたします。

企業立地につきましては、地域経済の活性化や雇用の創出等の面から、本市にとって非常に重要な課題であると認識しておりまして、外から見てわかりやすく、ワンストップサービスの行える担当部署として、平成20年度から「企業立地推進室」を設置し、企業立地の推進に向けた取り組みを行っております。

具体的には、市内の工場や本市に進出している企業の本社などへの企業訪問を山口県と連携して、積極的に行いまして、企業の状況やニーズなどを把握するとともに、工場などの新設や増設の際の優遇措置についてPRに努めることや、企業の所有する未利用地を、所有者と協議しながら、事業用地として紹介することなどによりまして、既存企業の増設や新たな企業立地の誘導に努めているところでございます。

先ほども触れさせていただきましたが、カネボウ株式会社の撤退の折には、迅速な対応により、工場跡地に製造業4社の進出をいただくことができました。

御質問にございましたJT日本たばこ産業株式会社の防府工場が本年度末に閉鎖された後の跡地につきましては、企業が誘致できるよう、情報収集や関係機関との情報交換に努めておりまして、先日も東京のJT本社をお尋ねし、新たな工場の立地など、地域経済や雇用面等に十分配慮した利用をしていただきたいとの要請を、再度お願いしたところでございます。

次に、市内の企業の主な動きでございますが、先ごろ、マツダ株式会社におかれましては、グローバルに生産効率を高めていく取り組みの一環として、北米の合弁工場での生産分を防府工場に移管して生産することを決定されたところでございます。

また、協和発酵バイオ株式会社では、国内生産拠点の効率化を目的に、本市の工場での生産能力を増強するという目的で、2021年までに宇部工場のバルク製品――医薬用、食品用、工業用の原料の生産を段階的に本市の工場に集約されることとなっております。

いずれも本市にとりましては、人やまちが活気づく非常に喜ばしいことであり、感謝いたしております。

さらに、市の支援についてでございますが、地場産業の育成につきましては、財団法人山口・防府地域工芸地場産業振興センターが中心となりまして、市内の中小企業者等が行う新商品、新技術の開発及び販路拡大などに対して支援しております。また、はも塾で取り組まれている防府の新たな食のブランド「天神鱧」は大変評判となっております、ちょうど今の季節は旬を迎えるハモ料理でにぎわっております。

企業が新設・増設等の判断をされる上での重要な要素となります工場等設置奨励制度につきましては、これまでも種々の条件整備を進めておりますが、本年度からは既存企業へ

の支援を強化したいとの思いから、工場等の増設の場合の支援措置を大幅に拡充いたしました。また、商業地域に事業所を設置される場合の、事業所等設置奨励制度につきましても、同様に支援措置の拡充を行っております。

今後も企業立地につながるよう、支援措置のさらなる拡充に向けた検討を進めてまいります。

さきに述べました市内企業などへの訪問時には、いろいろな御意見をお伺いし、企業の皆様に働きやすい環境を提供できるよう努めておりまして、一例を申し上げますと、さきの自動車関連企業の本金を休みにして土日を操業するという休業日の変更に際しましては、対象企業の共働き世帯などを支援するため、防府市保育協会や各保育園に御協力をお願いし、従来の休日保育事業を拡大して対応することといたしました。マツダ株式会社の防府工場長様からは丁寧なお礼状もちょうだいし、大変恐縮しているところでございます。

このように、皆様の御要望には、スピード感を持って可能な限りお答えするよう心がけております。

今後も継続的な企業訪問により、企業との信頼関係の構築や、さまざまなデータの蓄積ができ、このことが将来の企業立地につながるものと考えております。

私も、毎年定期的に広島や京阪神、東京方面の企業本社に出向き、企業トップの方々の情報交換や市のPRを行っておりますが、今年度からは担当者からの企業本社への訪問数を増やし、さらに積極的な誘致活動を行ってまいりたいと考えております。

こうした中で、日々の地道な企業立地の誘導の成果であります、企業からの進出の引き合いは、毎年数件ございまして、企業の保有する未利用地等の紹介や奨励制度等の説明とともに、必要な手続のお手伝いなどをさせていただき、その結果、新たな企業進出の運びとなった実績もございます。

現在も関係者からの引き合いがございまして、企業の未利用地を紹介して、さらに協議を進めている状況でございます。また、企業誘致活動の成果となります工場等設置奨励措置の指定件数は、平成20年度には新設が2件、増設が1件、平成21年度には新設が1件、増設が3件、平成22年度には新設1件、増設・移転が5件となっております。

新たな企業進出には、さまざまな条件が整うことが必要でございますので、本市などの地方都市の置かれている現状を考えますと、容易にはまいりませんが、地道な活動を継続し、本市の誠意をお伝えすることで、信頼関係を醸成していくことが、企業の進出や設備の増設につながるものと考えております。

今後も奨励制度などのPRや企業用地の検討を進めるとともに、積極的な企業訪問を継続し、企業のニーズや動態等を把握するなど、情報収集に努め、企業立地の誘導を図って

まいります。

早口になりましたが、以上、御答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 松村議員。

○1番（松村 学君） もう時間がないので、残念ですけども、市長さんにはひとつ、これまた改めて私、質問したいと思いますが、防府市をよく、いろんな企業をちょっと見てみてください。景気の話もしてみてください。今、防府市の経済が危機的状況じゃないような御答弁されましたけど、100人おったら、まず——100とは言いませんけど、80から90人ぐらいは、もう本当に、痛烈に、景気が防府市は落ちとるよという話をされると思いますよ。ぜひ、そういう感覚から、いろんな諸事業を、市長、リーダーシップで、どんどん打ってほしい。

で、ちょっと今回、調査をいたしまして、御紹介させてください、ちょっと時間を過ぎますけども。

防府市の組織については、室長以下4人で、全員が別の仕事をしているという——兼務ということですね——ということです。さらに、企業誘致に関する予算は、今年度36万円です。内容は、東京や大阪に出張する経費ということでございまして、また、もう一ついえば人口定住促進の経費も13万8,000円という、本当に額が少ない。こんな状況で、ほとんど何もやっているように僕は思えないんです。だから、まちから人がいなくなって、企業が撤退して、空き地も増えてくるのかなと、私は感じたのです。で、本当、他市では、しのぎを削っております。どんどん進んでいます。

それでちょっと御紹介させてほしいんですけども、本当、今、先ほど、るるいろんな企業が防府市内に引き合い来ているよという話がありました。これは、マツダさんとか、集中した企業群が立地された、恵まれた地形にある。防府市は、もともと、だれの手を入れても、民需で栄えているという部分なんです。私が言うのは、ここから後の話。行政として、その守備範囲のところで何をやるんかという話を私は述べていきたいと思います。

今回、山口、宇部、周南、山陽小野田についてちょっと調べさせてもらいました。この4市においては、兼務職員なんて一人もおりません。宇部市は工業振興課というのがありまして、企業誘致係、産学官連携係を含め7人体制、山口市は産業立地推進室6人体制、県へさらに1人出向いたしております。企業の関係の課へですね。周南市、商工政策課企業立地係が1名で、労働——要は企業の御用聞きです。フォローアップといいますけども、こういったものに2人配置されております。で、工場設置の条例でございまして——山陽小野田については2人ほど、これも兼務じゃなくて純粋な単独職員として配置されております。

本市で、これも以前2年前ぐらいでしたか、市長と議論させていただいたんですけども、土地取得30%、防府市に土地がないから、で、周りの土地に比べても高いから、その分を補助するような制度をつくろうじゃないかということで30%の制度をやったんですけども、実は今、宇部は80%補助なんです。さらにイノベーション大賞という事業をやっています、これ、革新的な事業ということなんですけど、受賞すると、建物償却資産の20%補助。で、山口市も防府市の三ノ榭あたりで、2分の1で取得できるような安価な企業団地持っていますけども、昨年土地取得費40%の補助を始めたそうです。だからもうおくられているんですね、かなりもう。実は我々が新しいと思ってやったことが、もうたった1年、2年でいろんなところで追い越されて、この周辺市にも追い越されている。だから、こういうところへみんな、防府をスルーしていってしまうんです。こういうちょっと状況なんですけど、市長さん、その辺についてどうでしょう。ちょっともう一歩進めてみたらどうでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 他市を挙げられて、いろいろいいところもあれば、本市がいいところもございます。御心配は大変ありがたいんですが、ちなみに申し上げますが、山口市土地開発公社60億円の借金、毎年7,000万円の利子を補てんしていっているわけでありまして。本市はそのようなことはない、まことに健全経営でございます。

あわせて観光事業につきましても、防府市はたまたま本年、特化なのかもしれませんが、この勢いを継続できるように、これからも頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお力添えのほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 松村議員。

○1番（松村 学君） もう時間がなくなりましたので、これで終わりにいたしますが、先ほど申し上げましたが、ぜひ防府の地場の企業、また大手の企業もあります。これをしっかりちょっとまた、市長さん自身が調べていただいて、私はもう一回また、この質問をさせていただきたいと思っております。

終わります。

○議長（行重 延昭君） 以上で、1番、松村議員の質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） これをもちまして、通告のありました一般質問はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。次の本会議は6月30日午前10時から開催をいたします。その間、各常任委員会におかれましては、よろしく御審査のほど、お願い申し上げます。

ます。

午後 2 時 2 分 散会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

平成 2 3 年 6 月 2 0 日

防府市議会議長 行 重 延 昭

防府市議会議員 田 中 健 次

防府市議会議員 山 下 和 明